

「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2030年度）」、
「容量確保契約約款（対象実需給年度：2024-2029年度）」及び
「容量確保契約約款（対象実需給年度：2030年度以降）」に関する意見募集
補足説明資料

2026年6月
電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての補足説明資料であり、
意見募集の対象ではありません。

ご意見をいただく際のご参考にしてください。

1. 今回の意見募集対象文書
2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項
3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

1. 今回の意見募集対象文書（1/2）

■ 今回の意見募集対象文書は「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2030年度）」と「容量確保契約約款」になります。他の容量市場に関連する文書との関係は以下のとおりです。

関連文書		概要	公表状況	
容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション 募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～29年度向け 公表済	
	容量市場追加オークション 募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～27年度向け 公表済	
	長期脱炭素電源オークション 募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2023～25年度応札 公表済	
容量確保 契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
	長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
容量市場 業務 マニュアル ※1※2	メイン オーク ション	参加登録・応札・容量確保 契約書契約締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～29年度向け 公表済
		実需給前に実施すべき業務 （全般）編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024～28年度向け 公表済
		電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載	2024～27年度向け 2028年度以降※3向け 公表済
		実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	2024～28年度向け 公表済
		容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2024～25年度向け 2026年度以降※3向け 公表済
		実需給期間中 リクワイアメント対応 （安定電源）（変動電源（単独）） （変動電源（アグリ）） （発動指令電源）編	・算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認手続き等について記載	2024～26年度向け 公表済
		実需給期間中 ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続き等について記載	
		容量抛出金対応編	・容量抛出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認、支払手続き等について記載	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度毎に公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

1. 今回の意見募集対象文書（2/2）

関連文書		概要	公表状況	
容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加オークション	参加登録・応札・容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 	2024～27年度向け 公表済
	長期脱炭素電源オークション	参加登録・応札・容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載 	2023～25年度応札 公表済
		電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務について記載 	公表済
		実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 （別冊）容量停止計画の調整業務では、容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載 	
		ペナルティ・容量確保契約金額対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載 	
		実需給期間中リクワイアメント対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載 	
		容量拠出金対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの容量拠出金対応について記載 	
容量市場システムマニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載 	公表済	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度毎に公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

- 今回の意見募集対象となる「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2030年度）」と「容量確保契約約款」の案では、2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項や、記載の明確化等を行っています。
- 意見募集期間は6月30日（火）～7月13日（月）とし、意見募集でいただいたご意見を踏まえ、必要に応じて更新し、2026年7月末に公表予定です。

主な反映事項

反映箇所

① 年度途中で運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い

- ▶ 年度途中で運転開始する電源の場合、計画停止のリクワイアメントにおける控除日数と、1コマあたりのペナルティレート、実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額を、運転開始後の期間に応じて設定することとする。容量確保契約金額の支払開始は運転開始後とし、運転開始後の月数で除した金額を各月に支払うこととする。また、運転開始時の書面提出を必須とすることとする。
- ▶ 運転開始が参加登録時の計画から遅延することが判明した場合、市場退出表明期限である実需給前年度の12月末までであれば、月単位での部分退出を可能とする。判明時期が市場退出表明期限後である等、退出手続きができなかった電源は、今回新設する部分退出相当となるペナルティの対象とする。

【募集要綱】

第4章 参加登録 3.電源等情報の登録
 第7章 契約条件 1.容量確保契約金額
 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

【約款 (2030年度以降)】

第2章 容量確保契約金額 第7条 容量確保契約金額の算定
 第2章 容量確保契約金額 第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求
 第3章 権利及び義務 第17条 実需給期間中のリクワイアメント
 第3章 権利及び義務 第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ

② 指標価格の見直しに伴う容量拠出金負担の影響緩和措置

- ▶ マルチプライス方式を適用する措置は解除し、シングルプライスにて約定処理を実施する。ただし、落札電源のうち、応札価格が指標価格以下である電源等の約定価格は指標価格を上限とする。

【募集要綱】

第5章 応札方法
 第6章 落札電源及び約定価格の決定方法
 2.約定価格の決定方法

③ 追加オークションで調達を予定している供給力および発動指令電源の応札上限容量の扱い

- ▶ 追加オークションで調達を予定している供給力 (H3需要の2%分) について、メインオークションで全量を調達することとし、メインオークションにおける発動指令電源の応札上限容量を、「H3需要の4%」から「H3需要の5%」に見直す。

【募集要綱】

第6章 落札電源及び約定価格の決定方法
 1.落札電源の決定方法

主な反映事項

反映箇所

④ 調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し

- ▶ 調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額について、経済的ペナルティに扱いを変更する。(調整不調電源となった電源と、調整不調でない電源において、その後が生じる経済的ペナルティの扱いが異なる仕組みとなっていたことから、両者について一定の平仄を合わせるため。)
※長期脱炭素電源オークションも同様に別途改定予定

【募集要綱】

第7章 契約条件 1.容量確保契約金額
 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ
 第7章 契約条件 5.容量確保契約金額(各月)の支払・請求について

【約款(2030年度以降)】

第2章 容量確保契約金額 第7条 容量確保契約金額の算定
 第2章 容量確保契約金額 第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求
 第3章 権利及び義務 第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ
 第3章 権利及び義務 第20条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限
 第4章 契約の変更等 第25条 契約の変更

【約款(2024-29年度)】

附則(2026年XX月XX日-2027)
 附則(2026年XX月XX日-2028・2029)

⑤ 容量確保契約約款(実需給年度2030年度以降向け)の新設

- ▶ 上記①～④や経過措置の廃止など、実需給年度2030年度以降は多くの反映事項が存在し、従来どおりの更新を実施すると附則が大量となり可読性が著しく低減する。これを避けるため、容量確保契約約款を、実需給年度2030年度以降向けと実需給年度2024～2029年度の、2文書に分けて管理することとする。

【約款(2030年度以降)】

第1章 総則 第1条 適用

【約款(2024-29年度)】

第1章 総則 第1条 適用

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い (1/19)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

<2029年度向け>

(5) 安定電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
 ※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、電源等情報の登録時点で運転開始していない電源（以下「新設電源」という。）については、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。
 なお、その場合においても書類の提出及び追加登録の期限（2029年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください。）。

情報	登録項目	提出書類 (全て写しで可)
電源等情報 (詳細情報)	運開年月	2011年4月以降に運転開始した電源については、運転開始年月を確認できる書類を提出してください。 ・使用前検査合格証 ・使用前安全管理審査申請書 ・工事計画（変更）届出書及び別添の工事工程表 ・自家用電気工作物使用開始届出書 のいずれか1点



<2030年度向け>

(5) 安定電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
 ※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、電源等情報の登録時点で運転開始していない電源（以下「新設電源」という。）については、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。
 なお、その場合においても書類の提出及び追加登録の期限（2030年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください。）。

情報	登録項目	提出書類 (全て写しで可)
電源等情報 (詳細情報)	運開年月	2011年4月以降に運転開始した電源については、運転開始年月を確認できる書類を提出してください。 →使用前検査合格証 →使用前安全管理審査申請書 →工事計画（変更）届出書及び別添の工事工程表 →自家用電気工作物使用開始届出書 のいずれか1点 （既設電源の場合） 提出書類なし （新設電源の場合） 供給力提供開始した翌月末までに、以下の書類を提出 ※供給力提供開始の定義は容量確保契約約款参照 ・供給力提供開始の証明

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い (2/19)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

<2029年度向け>

(6) 変動電源（単独）の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
 ※提出書類は原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、新設電源において、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。
 なお、その場合においても書類の提出及び追加登録の期限（2029年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください）。

情報	登録項目	提出書類 (全て写しで可)
電源等情報 (詳細情報)	運開年月	2011年4月以降に運転開始した電源については、運転開始年月を確認できる書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・使用前検査合格証 ・使用前安全管理審査申請書 ・工事計画（変更）届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 のいずれか1点



<2030年度向け>

(6) 変動電源（単独）の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
 ※提出書類は原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、新設電源において、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。
 なお、その場合においても書類の提出及び追加登録の期限（2030年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください）。

情報	登録項目	提出書類 (全て写しで可)
電源等情報 (詳細情報)	運開年月	2011年4月以降に運転開始した電源については、運転開始年月を確認できる書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> → 使用前検査合格証 → 使用前安全管理審査申請書 → 工事計画（変更）届出書 → 自家用電気工作物使用開始届出書 のいずれか1点 （既設電源の場合） 提出書類なし （新設電源の場合） 供給力提供開始した翌月末までに、以下の書類を提出 ※供給力提供開始の定義は容量確保契約約款参照 ・供給力提供開始の証明

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い (3/19)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 1.容量確保契約金額

<2029年度向け>

(略)

なお、容量確保契約金額を12で除して円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額(各月)とします。ただし、最終月(3月分)の容量確保契約金額(各月)は容量確保契約金額から最終月(3月分)以外の容量確保契約金額(各月)の合計を差し引いたものとします。

また、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時又は設備改造時の設計効率が高位発熱量(HHV: Higher Heating Value)・発電端において42%以上であることを確認できない電源(以下「非効率石炭火力電源」という。)の場合、容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額(各月)とします。ただし、最終月(3月分)の容量確保契約金額(各月)は容量確保契約金額から最終月(3月分)以外の容量確保契約金額(各月)の合計を差し引いたものとします。

※1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正いたします。

<2030年度向け>

(略)

なお、容量確保契約金額を12で除して円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額(各月)とします。ただし、最終月(3月分)の容量確保契約金額(各月)は容量確保契約金額から最終月(3月分)以外の容量確保契約金額(各月)の合計を差し引いたものとします。

上記にかかわらず、契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源(単独)で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の4月以降となる場合、容量確保契約金額を供給力提供開始予定以降の月数で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額(各月)とします。ただし、最終月(3月分)の容量確保契約金額(各月)は容量確保契約金額から最終月(3月分)以外の容量確保契約金額(各月)の合計を差し引いたものとします。

また、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時又は設備改造時の設計効率が高位発熱量(HHV: Higher Heating Value)・発電端において42%以上であることを確認できない電源(以下「非効率石炭火力電源」という。)の場合、容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額(各月)とします。ただし、最終月(3月分)の容量確保契約金額(各月)は容量確保契約金額から最終月(3月分)以外の容量確保契約金額(各月)の合計を差し引いたものとします。

※1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正いたします。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い (4/19)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。

<2030年度向け>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、以下の控除コマ数~~8,640コマ（180日相当）~~を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

契約電源の供給力提供開始実績※が対象実需給年度の4月以前

- 8,640コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月 7,929コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月 7,196コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月 6,485コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月 5,752コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月 5,018コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月 4,308コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月 3,574コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月 2,864コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月 2,130コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月 1,396コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月 733コマ

※容量確保契約約款別添参照

対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い (5/19)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

イ 電源等の区分が変動電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。

自然影響（日没、無風、渇水等）により、契約電源の出力が低下又は停止する場合については、容量停止計画の提出は不要です。

変動電源（アグリゲート）の場合は、日単位の発電実績（48コマ）の最大値が、アセスメント対象容量以上となっていることを確認します。



<2030年度向け>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

イ 電源等の区分が変動電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、以下の**控除コマ数8,640コマ（180日相当）**を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・ 8,640コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・ 7,929コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・ 7,196コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・ 6,485コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・ 5,752コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・ 5,018コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・ 4,308コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・ 3,574コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・ 2,864コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・ 2,130コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・ 1,395コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月・・・ 733コマ

対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。

自然影響（日没、無風、渇水等）により、契約電源の出力が低下又は停止する場合については、容量停止計画の提出は不要です。

変動電源（アグリゲート）の場合は、日単位の発電実績（48コマ）の最大値が、アセスメント対象容量以上となっていることを確認します。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い (6/19)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

4-2 実需給期間中
(略)

(3) ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数} \times 2 - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします。

※2：実需給年度内での累計

<2030年度向け>

4-2 実需給期間中
(略)

(3) ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数} \times 2 - \text{控除コマ数} \times 3) \times \text{ペナルティレート} \times 8,640 \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします。

※2：実需給年度内での累計

※3：容量確保契約約款第17条に定める

ペナルティレートは以下の通りとします。

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前	0.0125%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月	0.0134%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月	0.0148%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月	0.0165%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月	0.0186%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月	0.0213%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月	0.0248%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月	0.0299%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月	0.0373%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月	0.0502%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月	0.0766%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月	0.1458%



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（7/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

4-2 実需給期間中
(略)
(3) ペナルティ
(略)
イ 電源等の区分が変動電源の場合
(ア)供給力の維持
1)変動電源（単独）
年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。
経済的ペナルティ※1 =
容量確保契約金額 × (年間停止コマ相当数※2 - 8,640) × 0.0125%
※1：負値となる場合は零とします。
※2：実需給年度内での累計
2)変動電源（アグリゲート）
リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します。
経済的ペナルティ※1 =
容量確保契約金額 × (リクワイアメント未達成コマ相当数※2 - 8,640) × 0.0125%
※1：負値となる場合は零とします。
※2：実需給年度内での累計とします。



<2030年度向け>

4-2 実需給期間中
(略)
(3) ペナルティ
(略)
イ 電源等の区分が変動電源の場合
(ア)供給力の維持
1)変動電源（単独）
年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。
経済的ペナルティ※1 =
容量確保契約金額 × (年間停止コマ相当数※2 - ~~8,640~~ × ~~0.0125%~~ **ペナルティレート8,640**)
※1：負値となる場合は零とします。
※2：実需給年度内での累計
※3：容量確保契約約款第17条に定める

ペナルティレートは以下の通りとします。
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・ 0.0125%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・ 0.0134%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・ 0.0148%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・ 0.0165%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・ 0.0186%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・ 0.0213%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・ 0.0248%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・ 0.0299%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・ 0.0373%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・ 0.0502%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・ 0.0766%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月・・・ 0.1458%
2)変動電源（アグリゲート）
リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します。
経済的ペナルティ※1 =
容量確保契約金額 × (リクワイアメント未達成コマ相当数※2 - 8,640) × 0.0125%
※1：負値となる場合は零とします。
※2：実需給年度内での累計とします。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（8/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

<2030年度向け>

(新設)

4-2 実需給期間中
(略)

(4) 契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源（単独）で、かつ電源等情報の登録時点で供給力提供開始していない電源であり、容量提供事業者にて設定した供給力提供開始予定から供給力提供開始が遅延し、対象実需給年度の4月以降となった場合、以下の経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ

= 供給力提供開始実績が供給力提供開始予定から遅延した月数
× 容量確保契約金額（各月）× 110%



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い (9/19)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

4-2 実需給期間中
(略)

(4) ペナルティの扱いについて

ア 経済的ペナルティの年間上限額及び月間上限額は、以下の計算式で算定される金額とします。ただし、発動指令電源及び非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、月間上限額の対象外とします。

$$\text{年間上限額 (円)} = \text{容量確保契約金額 (円)} \times 110\%$$

$$\text{月間上限額 (円)} = \text{容量確保契約金額 (円)} \times 18.3\%$$

<2030年度向け>

4-2 実需給期間中
(略)

(5-4) ペナルティの扱いについて

ア 経済的ペナルティの年間上限額及び月間上限額は、以下の計算式で算定される金額とします。ただし、発動指令電源及び非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、月間上限額の対象外とします。

$$\text{年間上限額} \times (\text{円}) = \text{容量確保契約金額 (円)} \times 110\%$$

$$\text{月間上限額 (円)} = \text{容量確保契約金額 (円)} \times \text{月間上限額レート} \\ 18.3\%$$

※容量確保契約約款第16条に定める調整不調電源に科される経済的ペナルティが科される場合は差し引いた金額とします。

月間上限額レートは以下の通りとします。供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月の場合は、月間上限額は適用されません。また、電源等の区分が変動電源（アグリゲート）の場合においては、月間上限額レートは18.3%とします。

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前	18.3%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月	20.0%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月	22.0%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月	24.4%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月	27.5%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月	31.4%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月	36.7%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月	44.0%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月	55.0%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月	73.3%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月	110.0%



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（10/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第2章 容量確保契約金額 第7条 容量確保契約金額の算定

<変更前>

(略)

4. 前項にかかわらず、対象実需給年度が2025年度以降において電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時又は設備改造時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正する。

<変更後>

(略)

4. 前項にかかわらず、契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源（単独）で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の4月以降となる場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額を供給力提供開始予定以降の月数で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

54. 前2項にかかわらず、~~対象実需給年度が2025年度以降において~~電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時又は設備改造時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という。）の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正する。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（11/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第2章 容量確保契約金額 第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

<変更前>

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という）を支払うものとします。
2. 前項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という）を請求します。
3. 請求に対する入金期限日は実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。

<変更後>

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じたることにより算定する。ただし、実需給年度の初月においては第16条に基づき算定される調整不調電源に科される経済的ペナルティも控除対象とし算定する。算定した金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という。）を支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、契約電源の電源等の区分が安定電源、変動電源（単独）で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の4月以降となる場合、本機関は、供給力提供開始予定の5か月後から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じることにより算定する。ただし、実需給年度の初月においては第16条に基づき算定される調整不調電源に科される経済的ペナルティも控除対象とし算定する。算定した金額が正值となる場合、算定された金額（以下、前項にて算定された金額を含め「支払金額」という。）を支払うものとします。
3. 前2項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という）を請求します。
3. 請求に対する入金期限日は実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（12/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第12条 市場退出

<変更前>

(新設)

<変更後>

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部又は一部の容量を市場退出として扱います。

(略)

⑬電源等情報の登録時点で供給力提供開始していない電源であり、供給力提供開始予定までに供給力提供開始ができず、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合、当該電源の契約容量の全量又は一部



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い (13/19)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2030年度以降)】 第3章 権利及び義務 第17条 実需給期間中のリクワイアメント

<変更前>

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

①電源等の区分が安定電源の場合

(1)供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、第10条第1項に基づく容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ (180日相当) を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合 (高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。)、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

<変更後>

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

①電源等の区分が安定電源の場合

(1)供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、第10条第1項に基づく容量停止計画を提出する場合は、**以下の控除コマ数 8,640コマ (180日相当)** を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合 (高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。)、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・ 8,640コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・ 7,929コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・ 7,196コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・ 6,485コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・ 5,752コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・ 5,018コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・ 4,308コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・ 3,574コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・ 2,864コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・ 2,130コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・ 1,396コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月・・・ 733コマ



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い (14/19)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2030年度以降)】 第3章 権利及び義務 第17条 実需給期間中のリクワイアメント

<変更前>

- (略)
- ②電源等の区分が変動電源の場合
- (1)供給力の維持
- 実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること
- ただし、第10条第1項に基づく容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ (180日相当) を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします
- ※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合 (高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。)、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合
- ※自然影響：日没、無風、渇水等により、契約電源の出力が低下又は停止する場合には、容量停止計画の提出は不要



<変更後>

- (略)
- ②電源等の区分が変動電源の場合
- (1)供給力の維持
- i 変動電源 (単独)
- 実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること
- ただし、第10条第1項に基づく容量停止計画を提出する場合は、以下の控除コマ数 ~~8,640コマ (180日相当)~~ を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします
- ※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合 (高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。)、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合
- ※自然影響：日没、無風、渇水等により、契約電源の出力が低下又は停止する場合には、容量停止計画の提出は不要
- | | | |
|-----------------------------|-----|---------|
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前 | ・・・ | 8,640コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月 | ・・・ | 7,929コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月 | ・・・ | 7,196コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月 | ・・・ | 6,485コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月 | ・・・ | 5,752コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月 | ・・・ | 5,018コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月 | ・・・ | 4,308コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月 | ・・・ | 3,574コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月 | ・・・ | 2,864コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月 | ・・・ | 2,130コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月 | ・・・ | 1,396コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月 | ・・・ | 733コマ |
- ii 変動電源 (アグリゲート)
- 実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い (15/19)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2030年度以降)】 第3章 権利及び義務 第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ

<変更前>

1. 本機関は、第18条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

①電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数} \times 2 - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とする。

※2：実需給年度内での累計

<変更後>

1. 本機関は、~~前第18~~条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

①電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数} \times 2 - \text{控除コマ数} \times 3) \times \text{ペナルティレート } 8,640 \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とする。

※2：実需給年度内での累計

※3：第17条に定める

ペナルティレートは以下の通りとします。

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前	0.0125%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月	0.0134%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月	0.0148%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月	0.0165%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月	0.0186%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月	0.0213%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月	0.0248%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月	0.0299%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月	0.0373%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月	0.0502%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月	0.0766%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月	0.1458%



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（16/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ

<変更前>

1. 本機関は、第18条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

(略)

②電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

i 変動電源（単独）

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数} \times 2 - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします。

※2：実需給年度内での累計とします。

ii 変動電源（アグリゲート）

リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{リクワイアメント未達成コマ相当数} \times 2 - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とする。

※2：実需給年度内での累計とする。



<変更後>

1. 本機関は、第18条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

(略)

②電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

i 変動電源（単独）

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数} \times 2 - \text{控除コマ数} \times 3) \times \text{ペナルティレート } 8,640 \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とする。

※2：実需給年度内での累計とする。

※3：第17条に定めるペナルティレートは以下の通りとします。

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前	0.0125%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月	0.0134%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月	0.0148%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月	0.0165%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月	0.0186%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月	0.0213%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月	0.0248%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月	0.0299%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月	0.0373%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月	0.0502%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月	0.0766%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月	0.1458%

ii 変動電源（アグリゲート）

リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{リクワイアメント未達成コマ相当数} \times 2 - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とする。

※2：実需給年度内での累計とする。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（17/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ

<変更前>

<変更後>

(略)

2. 前項に定めるペナルティは、月ごとに算定し、第8条に示す容量確保契約金額（各月）の算定時に反映します。

(略)

2. 契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源（単独）で、かつ電源等情報の登録時点で供給力提供開始していない電源であり、容量提供事業者にて設定した供給力提供開始予定から供給力提供開始が遅延し、対象実需給年度の4月以降となった場合、以下の経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ =

供給力提供開始実績が供給力提供開始予定から遅延した月数
× 容量確保契約金額（各月）× 110%

32. 前2項に定めるペナルティは、月ごとに算定し、第8条に示す各月の容量確保契約金額~~（各月）~~の支払・請求の算定時に反映します。



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（18/19）

第72回容量市場の在り方等に関する検討会
(2026.3.27)

資料6 年度途中に運開する電源のリクワイアメント等の扱いについて

3. 期中運開電源に関するリクワイアメントの検討の方向性

14

- 期中運開電源に関するリクワイアメント等に関する検討項目と対応の方向性を以下に示す。
- ①②③の項目について次ページ以降で詳しく説明する。

検討項目	検討内容	対応の方向性
① 「計画停止」のリクワイアメントについて	期中運開電源の場合、運開前の期間については容量停止計画の対象外のため、例えば11月1日に運開する電源は、運開後の全期間で容量停止計画を提出した場合においても、控除日数に収まる。	年間のコマ数と、1コマあたりのペナルティレートを、運開後の期間ごとに設定する。
② 実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額について	実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額は容量確保契約金額×18.3%としている。期中運開電源は、運開後の全期間で経済的ペナルティが上限まで発生した場合において、容量確保契約金額よりも経済的ペナルティ金額が下回る場合がある。	月間上限額を、運開後の期間ごとに設定する。
③ 容量確保契約金額の支払時期について	容量確保契約金額を12で除した金額から実需給期間中の経済的ペナルティ等を差し引いた金額を、容量提供事業者にも各月支払う仕組みとなっているため、期中運開電源については運開前から各月の容量確保契約金額の支払いが行われる。このため、期中運開後の経済的ペナルティの状況によっては、月ごとの経済的ペナルティが容量確保契約金額を上回る可能性が高くなる。	容量確保契約金額を運転月数で除した額を各月に支払うこととし、運開後に支払を開始する。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（19/19）

第73回容量市場の在り方等に関する検討会
(2026.5.27)

資料5 新設電源の運開遅延における扱いについて

4. 運開遅延に関する対応の方向性

6

- 運開遅延に関する検討項目について、対応の方向性を以下に示す。
- 検討内容については、次ページ以降で詳しく説明する。

検討項目		対応の方向性
①	市場退出表明期限までの市場退出の扱い	市場退出表明期限までは運開遅延に対し、一部市場退出（以下、「部分退出」という。）を可能として、容量確保契約約款を改定し、市場退出の要件として追加する。
②	市場退出表明期限後のペナルティの扱い	市場退出期限を過ぎた場合の運開遅延に適用できる部分退出相当のペナルティ（容量確保契約金額の110%相当）を設計し、供給力の提供が開始できない事象に対応する。また、ペナルティの新設に紐づく詳細設計を行う。

②指標価格の見直しに伴う容量拠出金負担の影響緩和措置（1/4）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第5章 応札方法

<2029年度向け>

(9) 容量市場システムを通じた封印入札により実施し、約定価格は原則として第1 価格決定方式で決定します。ただし、市場競争が限定的となっているおそれがあるエリアについてはこの限りではありません（詳細は「第6章 落札電源及び約定価格の決定方法 2. 約定価格の決定方法」を参照）。

<2030年度向け>

(9) 容量市場システムを通じた封印入札により実施します。~~←約定価格は原則として第1 価格決定方式で決定します。ただし、市場競争が限定的となっているおそれがあるエリアについてはこの限りではありません~~（詳細は「第6章 落札電源及び約定価格の決定方法 2. 約定価格の決定方法」を参照）。



②指標価格の見直しに伴う容量拠出金負担の影響緩和措置 (2/4)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第6章 落札電源及び約定価格の決定方法 2. 約定価格の決定方法

<2029年度向け>

(1) 原則として、落札電源のうち最も高い応札価格を約定価格とし(第1価格決定方式)、当該応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。ただし、下記(3)に該当する場合は、応札価格が約定価格となるマルチプライス方式が一部適用されます。

(2) 市場が分断される場合、エリア(ブロック)によって約定価格が異なります。電源等を追加したエリア(ブロック)においては、最後に追加した電源等の応札価格が当該エリアの約定価格(「エリアプライス」という。)となります。電源等を減じたエリア(ブロック)においては、残った電源等の応札価格のうち最も高い応札価格がエリアプライスとなります。

(3) 市場競争が限定的となっているおそれがあるエリア(例:分断処理の結果、応札された電源が全て落札されたエリア、又は落札しなかった電源を応札した事業者が1者の独占状態となっているエリア)において、当該エリアのエリアプライスが隣接するエリアのエリアプライスの1.5倍を超えた場合、隣接するエリアのエリアプライスの1.5倍を当該エリアのエリアプライスとします。また、落札された電源等のうち、エリアプライスを上回る価格で応札されている電源等については、それぞれの電源等の応札価格をもって約定価格とするマルチプライス方式にて約定されます。なお、価格その他の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

(4) 需要曲線と供給曲線が交差しない場合、落札した電源のうち、最高値の応札価格を約定価格とします。

<2030年度向け>

(1) 原則として、落札電源のうち最も高い応札価格を約定価格とし(第1価格決定方式)、当該応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。ただし、**落札電源のうち最も高い応札価格が指標価格を超える場合、指標価格以下の応札価格の電源等は指標価格が約定価格となります。**下記(3)に該当する場合は、**応札価格が約定価格となるマルチプライス方式が一部適用されます。**

(2) 市場が分断される場合、エリア(ブロック)によって約定価格が異なります。電源等を追加したエリア(ブロック)においては、**最後に追加した落札電源のうち電源等の最も高い応札価格が当該エリアの約定価格(「エリアプライス」という。)となります。**電源等を減じたエリア(ブロック)においては、**残った落札電源のうち電源等の応札価格のうち最も高い応札価格がエリアプライスとなります。**ただし、**エリアプライスが指標価格を超える場合、指標価格以下の応札価格の電源等は指標価格が約定価格となります。**

~~(3) 市場競争が限定的となっているおそれがあるエリア(例:分断処理の結果、応札された電源が全て落札されたエリア、又は落札しなかった電源を応札した事業者が1者の独占状態となっているエリア)において、当該エリアのエリアプライスが隣接するエリアのエリアプライスの1.5倍を超えた場合、隣接するエリアのエリアプライスの1.5倍を当該エリアのエリアプライスとします。また、落札された電源等のうち、エリアプライスを上回る価格で応札されている電源等については、それぞれの電源等の応札価格をもって約定価格とするマルチプライス方式にて約定されます。なお、価格その他の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。~~

~~(3.4) 需要曲線と供給曲線が交差しない場合、落札した電源のうち最も高い、最高値の応札価格を約定価格とします。ただし、落札電源のうち最も高い応札価格が指標価格を超える場合、指標価格以下の応札価格の電源等は指標価格が約定価格となります。~~

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

②指標価格の見直しに伴う容量拠出金負担の影響緩和措置 (3/4)

案2及び案3の比較検討①

- 第72回 容量市場の在り方等に関する検討会（2026年3月27日）において、案2及び案3について、Net CONE及び上限価格の引き上げだけが行われ、需要曲線の考え方や供給曲線の形については、2025年度に行われたメインオークションから考え方を変更しないとの仮定の下で、小売事業者の容量拠出金負担及び供給力確保の効果について比較検討を行った（P7.参照）。
- その結果を確認すると、上述の仮定の下では、両案には、ほぼ違いが見られなかった。
- しかしながら、現行の応札価格規律では、事業報酬や減価償却費を応札価格に織り込むことは不可としている上、他市場収益の控除も求めている。そのため、実際には、案2と案3では、供給力の確保という観点から、効果が異なる可能性があることを考慮する必要があるのではないかと。
- 一方、小売電気事業者に対する容量拠出金負担水準への影響緩和策の効果については、供給曲線の形が大きく変わるようなことがあれば、案2の方が、より容量拠出金負担を抑制できる可能性がある。また、こうした観点から、前回の議論では、案2をベースとしつつ、発電事業者に落札額に一定額を上乗せして支払い、電源維持に必要な収入を得られるように制度を考えることができないか、とのご意見もいただいた。
- 容量市場の在り方等に関する検討会においては、この提案についても検討が行われたが、どの様に事業者の上乗せ額を定めるかという点については、慎重な検討が必要との議論が行われた。
- 以上の検討を踏まえると、確実な供給力確保に対応していくという観点からは、案3を採用することが望ましいのではないかと。

第113回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会 (2026.4.3)

資料5 容量市場について

案2及び案3の比較検討②

- 他方で、案3に対しては、前回の議論において、応札行動の歪み（Net CONEをベンチマークとして二段階でシングルプライスオークションを行うことで、Net CONE 近傍の電源については、Net CONE を超える価格で応札するインセンティブが生じ得る）を生じさせる可能性がある点について懸念を示すご意見もあった。
- この点については、容量市場の場合には、入札ガイドラインを設定しており、電力・ガス取引監視等委員会により必要な監視が行われていることを考えると、約定方法に変化があつたとしても、同一の電源について、過去の水準と大きく異なる水準で応札を行うことは、現実的には難しいと考えられるのではないかと。
- また、この懸念に対応するためには、ベンチマークとなる価格をNet CONEではなく、一定の考え方の下で、応札事業者に分らないよう設定するという方法があり得る。
- しかし、Net CONEをベンチマークとして制度を設計する方法については、ベンチマーク水準が予め分かっていることで、二段階目のシングルプライス領域での競争を促す効果（高値応札による不落札リスク等を含む）や、今回のNet CONEの見直しによる影響緩和の程度についての予見可能性が高まるといった効果があることを考えると、適切に監視が行われるとの前提の下で、予めベンチマークとなる価格を示さないといった方法を採用する必要まではないのではないかと。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

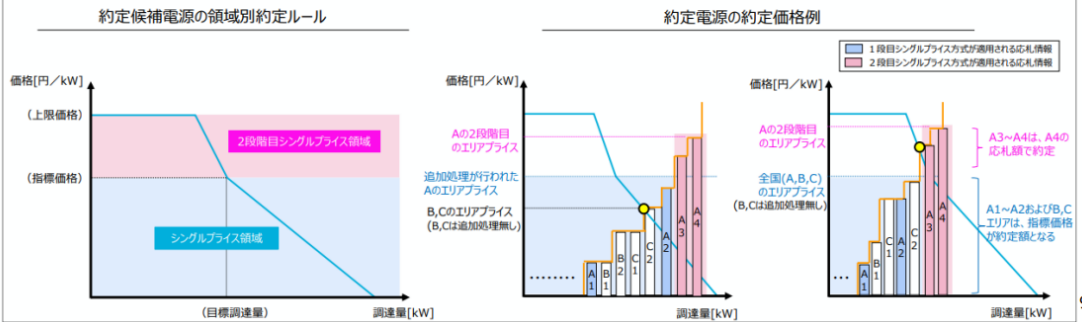
② 指標価格の見直しに伴う容量拠出金負担の影響緩和措置 (4/4)

【参考】案3：指標価格（Net CONE）以上もシングルプライス方式を適用

案A-2：シングルプライス約定の2段階化（案A-1への適用イメージ）

第113回制度検討作業部会
(2026年3月)

- 案A-2として、シングルプライス上限を超える応札価格の電源等に対しても2段階目のシングルプライス方式を適用し、指標価格と上限価格の間（2段階目シングルプライス領域）に位置する電源については、当該範囲内の最も高い電源の約定額を当該範囲内の他の電源にも適用する案が示された。



第113回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会 (2026.4.3)

資料5 容量市場について

市場競争が限定的なエリアでの約定価格の決定方法（適用の解除について）

（現行制度の整理）

- 容量市場は、全国単一市場として、全国大で供給信頼度を満たすように容量を確保するが、連系線制約を考慮すると、各エリアの供給信頼度が確保できないことがあり、その場合には市場分断する。市場分断したエリアは、供給信頼度を満たすまでそのエリアの応札価格の安い順に約定し、約定した電源のうち一番高い応札価格を約定価格としている。
- 他方、市場競争が限定的となっているおそれがあるエリアにおいては、コストが非常に高い電源も含め、ほぼすべての電源が約定する可能性が考えられる。その場合、エリアプライスについてもコストが非常に高い電源に連動して高くなる。その影響緩和策として、市場競争が限定的なエリア（隣接エリアのエリアプライスの1.5倍を超えたエリア）においては、隣接エリアのエリアプライスの1.5倍を当該エリアのエリアプライスとし、応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格（マルチプライス）としている。

（見直し案）

- 上述のように、本制度措置は、小売電気事業者に対する容量拠出金負担水準の影響緩和策である。
- 本日、ご議論いただいた影響緩和措置を適用した場合、同じ目的である措置が重複することとなる。また、確実な供給力確保に対応するという観点から、二段階でシングルプライスオークションを行うことが望ましいのではないかと考えている。（P5参照）
- 今回、Net CONE（上限価格含む）の見直しに伴う影響緩和措置を新たに設けることとなれば、約定総額に対する影響緩和は講じられることから、本影響緩和措置の実施を前提に、これまで実施してきた隣接エリアのエリアプライスの1.5倍を超える場合にマルチプライス方式を適用する措置は、解除することとしてはどうか*。

*市場分断したエリアに関して、当該エリアにおいて応札価格の安い順に、供給信頼度を満たすまで追加で供給力を確保する処理は維持する。

③追加オークションで調達を予定している供給力および発動指令電源の応札上限容量の扱い（1/5）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第6章 落札電源及び約定価格の決定方法 1.落札電源の決定方法

<2029年度向け>

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

ウ 各エリアの調達量（※1）から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性（以下「供給信頼度」という。）をシミュレーションにより確認します。需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度（以下「全国の供給信頼度」という。）に対して供給力が不足しているエリア（ブロック※2）がある場合には、当該エリア（ブロック）の市場が分断され、別途約定処理を行います（詳細は以下（2）を参照）。

※1 FIT電源の期待容量（洋上風力ゼロプレミアム案件を含む）、追加オークションで調達を予定している供給力（H3需要比で各エリアへ分配）、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量（以下「容量市場外の見込み供給力控除量」という。）、長期脱炭素電源オークションの契約容量のうち実需給年度2029年度に制度適用となる契約容量及び本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計（以下「FIT電源等の期待容量等」という。）を含みます。ただし、石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること（供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの）を前提に、以下の場合、応札後に当該設備のFIT及び非FIT分の供給力を期待容量として織り込みます。

a FIT制度の適用を想定して応札しなかった場合

b 「1.落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合（この場合、当該非落札電源をFIT電源等の期待容量等へ織り込んだうえで、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア（ブロック）の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源をFIT電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします）

※2 市場が分断していない複数のエリアの総称

<2030年度向け>

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

ウ 各エリアの調達量（※1）から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性（以下「供給信頼度」という。）をシミュレーションにより確認します。需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度（以下「全国の供給信頼度」という。）に対して供給力が不足しているエリア（ブロック※2）がある場合には、当該エリア（ブロック）の市場が分断され、別途約定処理を行います（詳細は以下（2）を参照）。

※1 FIT電源の期待容量（洋上風力ゼロプレミアム案件を含む）、~~追加オークションで調達を予定している供給力（H3需要比で各エリアへ分配）~~、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量（以下「容量市場外の見込み供給力控除量」という。）、長期脱炭素電源オークションの契約容量のうち実需給年度2030年度に制度適用となる契約容量及び本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計（以下「FIT電源等の期待容量等」という。）を含みます。ただし、石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること（供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの）を前提に、以下の場合、応札後に当該設備のFIT及び非FIT分の供給力を期待容量として織り込みます。

a FIT制度の適用を想定して応札しなかった場合

b 「1.落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合（この場合、当該非落札電源をFIT電源等の期待容量等へ織り込んだ~~上~~で、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア（ブロック）の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源をFIT電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします。）

※2 市場が分断していない複数のエリアの総称



③追加オークションで調達を予定している供給力および発動指令電源の応札上限容量の扱い (2/5)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第6章 落札電源及び約定価格の決定方法 1.落札電源の決定方法

<2029年度向け>

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

- エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける応札上限容量を定め別途公表いたします。
なお、発動指令電源の調整係数については応札の受付期間後に決定(※)し、応札容量に調整係数を乗じた容量にて約定処理を行います。また、応札容量に調整係数を乗じた容量が1,000kW未満となる場合は、当該電源等は非落札電源とします。
- ※発動指令電源の調Q調整係数は、メインオークションの約定結果の公表に合わせて公表します。

発動指令電源の調整係数は、発動指令電源のメインオークションにおける応札容量と追加オークションで調達を予定している供給力(発動指令電源分の1%をH3需要比で各エリアへ分配)を加え、以下①～③の順で応札の受付期間後に算定を行います。

- ① 全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点から発動指令電源の調整係数反映前の応札容量を確認します(※1、※2)。
 - ② 各エリアの発動指令電源の調整係数反映前の応札容量に追加オークションで調達を予定している供給力(発動指令電源分の1%をH3需要比で各エリアへ分配)を加えたものを各エリアの応札容量とします。
 - ③ 各エリアの応札容量から発動指令電源の調整係数を算定します(※3)。
- ※1 発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は、以下a、bの順で同一価格の調整係数反映前の応札容量を確認します。
- a. エリア需要の4%を超過していないエリアは全て対象とする。
 - b. エリア需要の4%を超過しているエリアは、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ容量を分配する。
- ※2 発動指令電源の全国の応札容量が応札上限容量以下、かつ全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点に発動指令電源の同一価格の応札が複数ある場合は、その同一価格の応札すべてを含めます。調整係数を算定した後に、市場が分断され、追加・減少処理を行った場合においても調整係数の再算定は行いません。

<2030年度向け>

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

- エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける応札上限容量を定め別途公表いたします。
なお、発動指令電源の調整係数については応札の受付期間後に決定(※)し、応札容量に調整係数を乗じた容量にて約定処理を行います。また、応札容量に調整係数を乗じた容量が1,000kW未満となる場合は、当該電源等は非落札電源とします。
- ※発動指令電源の調Q調整係数は、メインオークションの約定結果の公表に合わせて公表します。

発動指令電源の調整係数は、発動指令電源のメインオークションにおける応札容量よりと追加オークションで調達を予定している供給力(発動指令電源分の1%をH3需要比で各エリアへ分配)を加え、以下①～③の手順で応札の受付期間後に算定を行います。

- ① 全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点から発動指令電源の調整係数反映前の応札容量を確認します(※1、※2)。
 - ② 各エリアの発動指令電源の調整係数反映前の応札容量に追加オークションで調達を予定している供給力(発動指令電源分の1%をH3需要比で各エリアへ分配)を加えたものを各エリアの応札容量とします。
 - ②③ 各エリアの応札容量から発動指令電源の調整係数を算定します(※3)。
- ※1 発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は、以下a、bの順で同一価格の調整係数反映前の応札容量を確認します。
- a. エリア需要の5.4%を超過していないエリアは全て対象とする。
 - b. エリア需要の5.4%を超過しているエリアは、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ容量を分配する。
- ※2 発動指令電源の全国の応札容量が応札上限容量以下、かつ全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点に発動指令電源の同一価格の応札が複数ある場合は、その同一価格の応札すべてを含めます。
- ※3 調整係数を算定した後に、市場が分断され、追加・減少処理を行った場合においても調整係数の再算定は行いません。



③追加オークションで調達を予定している供給力および発動指令電源の応札上限容量の扱い (3/5)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第6章 落札電源及び約定価格の決定方法 1.落札電源の決定方法

<2029年度向け>

- (1) 以下の手順にて落札電源を決定します。
- (略)
- エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける応札上限容量を定め別途公表いたします。
- (略)
- 発動指令電源の応札容量に調整係数を乗じた容量で約定処理を行い、発動指令電源の落札電源を決定します。
- 発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下の手順で同一価格の応札の約定処理を行います。
- ①エリア需要の4%を超過していないエリアは全て落札電源とします
- ②エリア需要の4%を超過しているエリアは、超過率が等しくなるように当該エリアへ落札可能な容量を分配します。
- ③当該エリア内の落札、非落札は実効性達成率の高い順に落札電源とします。
- なお、実効性達成率※1は以下の式で算定します。
- 対象実需給年度2026年向け実効性テストに参加した事業者の実効性達成率 (%)
$$= \Sigma (\text{当該事業者の対象実需給年度2026年向け実効性テスト後のアセスメント対象容量}) \times 2 \times 3 \div \Sigma (\text{当該事業者の対象実需給年度2026年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量}) \times 3 \times 100$$
 - 対象実需給年度2026年向け実効性テストに参加していない事業者の実効性達成率 (%)
$$= \Sigma (\text{全事業者の対象実需給年度2026年向け実効性テスト後のアセスメント対象容量}) \times 2 \times 3 \div \Sigma (\text{全事業者の対象実需給年度2026年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量}) \times 3 \times 100$$
- ※1 エリアごとではなく、全エリアの電源にて実効性達成率 (%) を算定します。小数点第11位を四捨五入します。
- ※2 実効性テストにおける発動実績が、実効性テスト実施時のアセスメント対象容量を超える場合は、アセスメント対象容量をテスト結果とします。
- ※3 発動指令電源のアセスメント対象容量は調整係数反映前の容量とします。
- ④③において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定します。

<2030年度向け>

- (1) 以下の手順にて落札電源を決定します。
- (略)
- エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける応札上限容量を定め別途公表いたします。
- (略)
- 発動指令電源の応札容量に調整係数を乗じた容量で約定処理を行い、発動指令電源の落札電源を決定します。
- 発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下の手順で同一価格の応札の約定処理を行います。
- ①エリア需要の5.4%を超過していないエリアは全て落札電源とします
- ②エリア需要の5.4%を超過しているエリアは、超過率が等しくなるように当該エリアへ落札可能な容量を分配します。
- ③当該エリア内の落札、非落札は実効性達成率の高い順に落札電源とします。
- なお、実効性達成率※1は以下の式で算定します。
- 対象実需給年度2027年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札した実効性テストに参加した事業者の実効性達成率 (%)
$$= \Sigma (\text{当該事業者の対象実需給年度2027年向け実効性テスト後の期待容量アセスメント対象容量}) \times 2 \times 3 \div \Sigma (\text{当該事業者の対象実需給年度2027年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量}) \times 3 \times 100$$
 - 対象実需給年度2027年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札していない実効性テストに参加していない事業者の実効性達成率 (%)
$$= \Sigma (\text{全事業者の対象実需給年度2027年向け実効性テスト後の期待容量アセスメント対象容量}) \times 2 \times 3 \times 4 \div \Sigma (\text{全事業者の対象実需給年度2027年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量}) \times 3 \times 4 \times 100$$
- ※1 エリアごとではなく、全エリアの電源にて実効性達成率 (%) を算定します。小数点第11位を四捨五入します。また対象実需給年度2027年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札した電源のみで算定します。
- ※2 実効性テスト後の期待容量における発動実績が、メインオークション契約時点の実効性テスト実施時のアセスメント対象容量を超える場合は、メインオークション契約時点のアセスメント対象容量をテスト結果とします。
- ※3 発動指令電源のアセスメント対象容量は調整係数反映前の容量とします。
- ※4 対象実需給年度2027年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札した全事業者
- ④③において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定します。



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

③追加オークションで調達を予定している供給力および発動指令電源の応札上限容量の扱い（4/5）

第73回容量市場の在り方等に関する検討会
(2026.5.27)

資料4 追加オークションで調達を見込む供給
力の扱いについて

6. 今後の「追加オークションで調達を予定している供給力」の扱いについて 19

- メインオークションで落札された電源のうち、市場退出の状況としては、**H3需要の約3%が市場退出**している。また、これまでの追加オークション開催判断の状況を踏まえると、メインオークションでH3需要の2%控除を行わなかった場合でも、**追加オークションが開催される可能性は十分にある。**
- 発動指令電源については、メインオークションでの応札量が増加傾向にあり、**足元では応札上限容量を上回る状況**になっている。また、追加オークションにおいて、仮に応札上限容量からH3需要の1%減らした場合でも、これまでの結果を踏まえると、**応札量が上限容量を超えるような状況にはない。**
- これまでのオークションの実態に加え、国の審議会で示されている需要増加や経年火力の休廃止による供給力不足のシグナルを踏まえて、**追加オークションで調達を予定している供給力（H3需要の2%分）について、メインオークションで全量を調達することとしてはどうか。**
- 将来的に、追加オークションが開催されにくくなるような市場環境の変化が生じた場合における発動指令電源の扱いについては、市場退出の状況や応札動向を確認しつつ、包括的検証で示された意見等も踏まえ、国と連携のうえ、引き続き検討を進めることとする。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

③追加オークションで調達を予定している供給力および発動指令電源の応札上限容量の扱い (5/5)

第73回容量市場の在り方等に関する検討会
(2026.5.27)

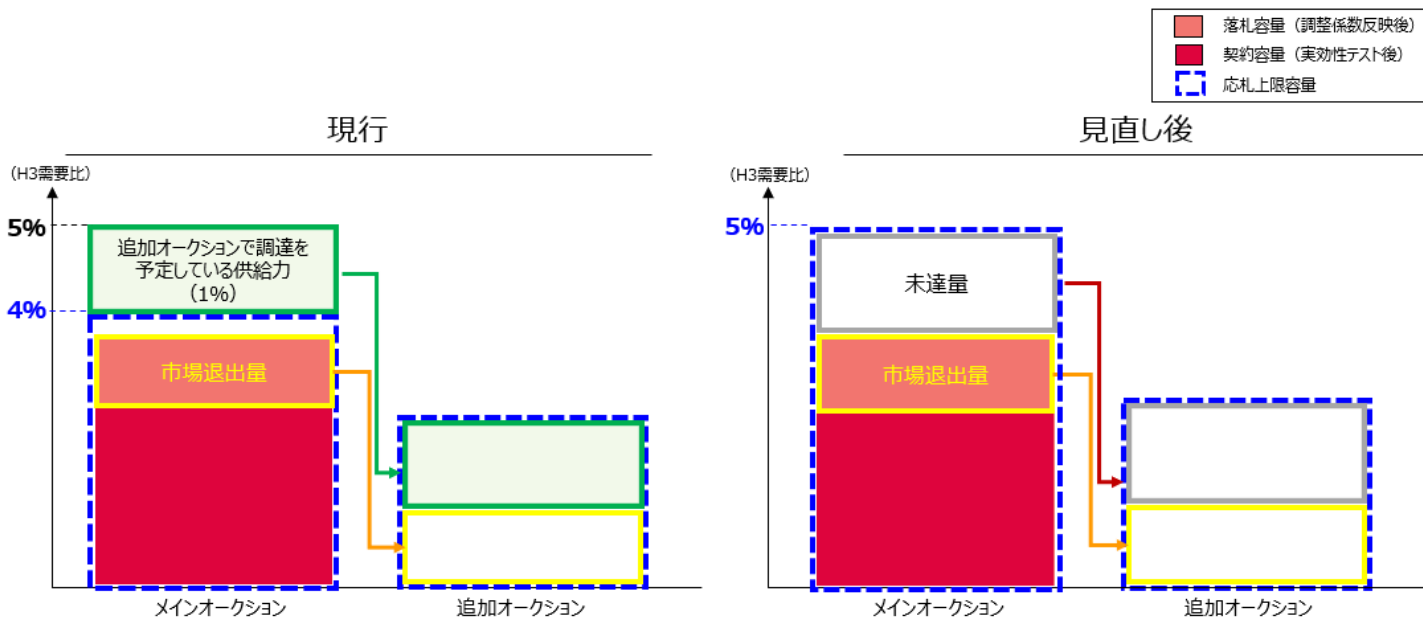
資料4 追加オークションで調達を見込む供給
力の扱いについて

6. 今後の「追加オークションで調達を予定している供給力」の扱いについて 発動指令電源の応札上限容量の扱い

20

- 追加オークションで調達を予定している供給力の扱いの見直しに合わせて、発動指令電源の応札上限容量の扱いを以下に見直してはどうか。

- ▶ メインオークションにおける応札上限容量を現行の「**H3需要の4%**」から「**5%**」とする。
- ▶ 追加オークションにおける応札上限容量を現行の「**H3需要の1% + 市場退出量**」から「**メインオークション未達量 + 市場退出量**」とする。



④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（1/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 1.容量確保契約金額

<2029年度向け>

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という。）（kW）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

$$\begin{aligned} &= \text{契約単価} \times \text{契約容量} \\ &\quad - \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} \\ &\quad - \text{調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額} \end{aligned}$$

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量に対応する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※2：発動指令電源の契約容量は、応札容量に調整係数を乗じた容量（1kW未満の端数は切り捨て）とします。

※3：「本章2 容量確保契約金額の算出に関する経過措置」を参照

※4：「本章4 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」を参照

<2030年度向け>

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という。）（kW）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

$$\begin{aligned} &= \text{契約単価} \times \text{契約容量} \\ &\quad - \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} \\ &\quad - \text{調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額} \end{aligned}$$

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量に対応する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※2：発動指令電源の契約容量は、応札容量に調整係数を乗じた容量（1kW未満の端数は切り捨て）とします。

※3：「本章2 容量確保契約金額の算出に関する経過措置」を参照

※4：「本章4 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」を参照



④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (2/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

4-1 実需給期間前

(略)

(3) ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティを科します。本機関は、算定した容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティを容量提供事業者に通知します。通知された容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者に容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティの変更の有無を通知します。容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティも合わせて通知します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。

<2030年度向け>

4-1 実需給期間前

(略)

(3) ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、**容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティ**を科します。**なお、調整不調電源に科される経済的ペナルティは対象実需給年度前に算定し、各月の容量確保契約金額の支払・請求の初月の算定時に反映します。**

本機関は、算定した**容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティ**を容量提供事業者に通知します。通知された**容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティ**に対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者**に容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティの変更の有無を通知します。**容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の**容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティ**も合わせて通知します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。



④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (3/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

4-1 実需給期間前
(略)

(3) ペナルティ

ア 電源等の区分が安定電源及び変動電源の場合

調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、容量確保契約金額の減額の対象外とする場合があります。

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、下記2)で算定される額の1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

また、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

減額※1 = (契約単価※2 × 契約容量 - 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額) × 減額率 (A) × 調整不調日数 (B)

(A) 減額率 = 追加設備量※3を利用する場合の減額率 (A-①)
+ 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 (A-②)

(A-①) 追加設備量を利用する場合の減額率
= 0.3%/日 × (追加設備量を利用する容量 ÷ 追加設備量)
× (追加設備量を利用する容量 ÷ 停止対象容量)

(A-②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率
= 0.6%/日 × (供給信頼度確保に影響を与える容量 ÷ 停止対象容量)

(B) 調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率 (B-①) × 1ヶ月の日数
(B-①) 出力可能容量に関する補正率
= (1 - 出力可能容量 ÷ 応札単位のアセスメント対象容量)

※1：調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額は円未満を切り捨て

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したものとします。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※3：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

<2030年度向け>

4-1 実需給期間前
(略)

(3) ペナルティ

ア 電源等の区分が安定電源及び変動電源の場合

調整不調電源に**科される経済的ペナルティ**

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して**以下の経済的ペナルティを科します**。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、**経済的ペナルティ**の対象外とする場合があります。

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、下記2)で算定される額を1.5倍した**経済的ペナルティを科す**場合があります。

また、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

経済的ペナルティ※1 = 契約単価※2 × 契約容量※3
× 減額率 (A) × 調整不調日数 (B)

(A) 減額率 = 追加設備量※4を利用する場合の減額率 (A-①)
+ 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 (A-②)

(A-①) 追加設備量を利用する場合の減額率
= 0.3%/日 × (追加設備量を利用する容量 ÷ 追加設備量)
× (追加設備量を利用する容量 ÷ 停止対象容量)

(A-②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率
= 0.6%/日 × (供給信頼度確保に影響を与える容量 ÷ 停止対象容量)

(B) 調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率 (B-①) × 1ヶ月の日数
(B-①) 出力可能容量に関する補正率
= (1 - 出力可能容量 ÷ 応札単位のアセスメント対象容量)

※1：**調整不調電源に科される経済的ペナルティ**は円未満を切り捨て

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したものとします。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※3：**実需給が始まるタイミングの契約容量で計算します。ただし、契約容量がメインオークション落札時の契約容量を上回る場合は、メインオークション落札時の契約容量で計算します。**

※4：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量



④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (4/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

4-2 実需給期間中
(略)

(4) ペナルティの扱いについて

ア 経済的ペナルティの年間上限額及び月間上限額は、以下の計算式で算定される金額とします。ただし、発動指令電源及び非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、月間上限額の対象外とします。

年間上限額 (円) = 容量確保契約金額 (円) × 110%

月間上限額 (円) = 容量確保契約金額 (円) × 18.3%

<2030年度向け>

4-2 実需給期間中
(略)

(5-4) ペナルティの扱いについて

ア 経済的ペナルティの年間上限額及び月間上限額は、以下の計算式で算定される金額とします。ただし、発動指令電源及び非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、月間上限額の対象外とします。

年間上限額※ (円) = 容量確保契約金額 (円) × 110%

月間上限額 (円) = 容量確保契約金額 (円) × 月間上限額レート
18.3%

※容量確保契約約款第16条に定める調整不調電源に科される経済的ペナルティが科される場合は差し引いた金額とします。

月間上限額レートは以下の通りとします。供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月の場合は、月間上限額は適用されません。また、電源等の区分が変動電源（アグリゲート）の場合においては、月間上限額レートは18.3%とします。

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・ 18.3%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・ 20.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・ 22.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・ 24.4%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・ 27.5%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・ 31.4%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・ 36.7%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・ 44.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・ 55.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・ 73.3%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・ 110.0%

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (5/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 5.容量確保契約金額（各月）の支払・請求について

<2029年度向け>

(1) 毎月の支払又は請求は、容量確保契約金額（各月）から、「本章4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティを減じることにより算定し、正值となる場合は支払金額とし、負値となる場合は請求金額とします。

<2030年度向け>

(1) 毎月の支払又は請求は、容量確保契約金額（各月）から、「本章4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティを減じることにより算定~~し~~する。ただし、支払又は請求の初月においては、調整不調電源に科される経済的ペナルティ、実需給期間中の経済的ペナルティを減じることにより算定する。算定した金額が正值となる場合は支払金額とし、負値となる場合は請求金額とします。



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (6/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2030年度以降)】 第2章 容量確保契約金額 第7条 容量確保契約金額の算定

<変更前>

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

= 契約単価※1 × 契約容量

- 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ※2

※1: メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション (部分リリース) によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

※2: 容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量及び供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

<変更後>

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

= 契約単価※1 × 契約容量

~~- 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ※2~~

※1: メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション (部分リリース) によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

~~※2: 容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量及び供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正~~



④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（7/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第2章 容量確保契約金額 第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

<変更前>

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という）を支払うものとします。
2. 前項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という）を請求します。
3. 請求に対する入金期限日は実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。

<変更後>

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じることにより算定する。ただし、実需給年度の初月においては第16条に基づき算定される調整不調電源に科される経済的ペナルティも控除対象とし算定する。算定した金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という。）を支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、契約電源の電源等の区分が安定電源、変動電源（単独）で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の4月以降となる場合、本機関は、供給力提供開始予定の5か月後から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じることにより算定する。ただし、実需給年度の初月においては第16条に基づき算定される調整不調電源に科される経済的ペナルティも控除対象とし算定する。算定した金額が正值となる場合、算定された金額（以下、前項にて算定された金額を含め「支払金額」という。）を支払うものとします。
3. 前2項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という）を請求します。
3. 請求に対する入金期限日は実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (8/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2030年度以降)】 第3章 権利及び義務 第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ

<変更前>

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

①電源等の区分が安定電源及び変動電源の場合

(1)調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます。

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

i 追加設備量※1を利用する場合

契約単価※2 × 契約容量 × 0.3%/日 × 調整不調の日数※3※4

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価※2 × 契約容量 × 0.6%/日 × 調整不調の日数※3※4

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量及び供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て
なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の1.5倍のペナルティを科す場合があります。

<変更後>

1.本機関は、前第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

①電源等の区分が安定電源及び変動電源の場合

(1)調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量、及び調整不調となった日数に応じて、以下の経済的ペナルティを科します。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、経済的ペナルティの対象外とする場合があります。

経済的ペナルティ※1 = 契約単価※2 × 契約容量※3 × 減額率 (A) × 調整不調日数 (B)

(A) 減額率 = 追加設備量※4を利用する場合の減額率 (A-①) + 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 (A-②)

(A-①) 追加設備量を利用する場合の減額率
= 0.3%/日 × (追加設備量を利用する容量 / 追加設備量) × (追加設備量を利用する容量 / 停止対象容量)

(A-②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率
= 0.6%/日 × (供給信頼度確保に影響を与える容量 / 停止対象容量)

(B) 調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率 (B-①) × 1ヶ月の日数
(B-①) 出力可能容量に関する補正率
= (1 - 出力可能容量 / 応札単位のアセスメント対象容量)

※1：調整不調電源に科される経済的ペナルティは円未満を切り捨て

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

※3：実需給が始まるタイミングの契約容量で計算します。ただし、契約容量がメインオークション落札時の契約容量を上回る場合は、メインオークション落札時の契約容量で計算します。

※4：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額を1.5倍した経済的ペナルティを科す場合があります。



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (9/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2030年度以降)】 第3章 権利及び義務 第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ

<変更前>

<変更後>

(新設)

(略)

2. 前条第1項第1号(1)に定める調整不調電源に科される経済的ペナルティは、対象実需給年度前に算定し、第8条に示す各月の容量確保契約金額の支払・請求の初月の算定時に反映します。



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（10/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第20条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限

<変更前>

1. 第19条に示す実需給期間中の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。

- ①年間上限額：容量確保契約金額 × 110%
- ②月間上限額：容量確保契約金額 × 18.3%

<変更後>

1. ~~第19~~条に示す実需給期間中の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。

- ①年間上限額：容量確保契約金額 × 110%
- ②月間上限額：容量確保契約金額 × 18.3%

※第16条第1項第1号(1)に定める経済的ペナルティが科される場合は差し引いた金額とする



④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (11/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2030年度以降)】 第4章 契約の変更等 第25条 契約の変更

<変更前>

1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従い、本契約を変更するものとします。

(略)

- ⑦第16条に基づき容量確保契約金額が変更となった場合
- ⑧その他、本機関が変更を必要と判断した場合

2. 前項の本契約の変更は、原則として容量市場システムを通じて行うものとします。

3. 第1項の本契約の変更は、本機関の容量確保契約の承認をもって成立するものといたします。

<変更後>

1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従い、本契約を変更するものとします。

(略)

- ⑦第16条に基づき容量確保契約金額が変更となった場合
- ⑦⑧その他、本機関が変更を必要と判断した場合

2. 前項の本契約の変更は、原則として容量市場システムを通じて行うものとします。

3. 第1項の本契約の変更は、本機関の容量確保契約の承認をもって成立するものといたします。



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（12/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2027） 第1条 適用対象

<変更前>

<変更後>

（新設）

1. 本附則は対象実需給年度が2027年度の容量確保契約に適用するものとします。
2. 附則（2021年7月1日）および附則（2023年8月2日）の記載によらず、本附則の内容を適用するものとします。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（13/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2027） 第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置 <変更前> <変更後>

(新設)

対象実需給期間が2027年度の容量確保契約における本約款の第7条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源又は変動電源（単独）の場合、第7条を以下に読み替えます。なお、本条で示す経過措置の対象となるのは、契約電源が2010年度末までに建設された電源、又は各エリアにおいてオークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源又はその両方の場合となります。

1. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除には、「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた控除」があります。
なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、契約電源が2010年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応じた控除」は、各エリアにおいてオークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源が対象となります。容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は次の算式に基づき、メインオークションと調達オークションのそれぞれにおいて算定された金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※} \\ & = \text{個々の電源の約定価格} \times \text{契約容量} \times (1 - \text{経過措置控除係数}) \\ \\ & \text{経過措置控除係数} \\ & = \text{電源等の経過年数に応じた控除額係数} \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \\ \\ & \text{電源等の経過年数に応じた控除額係数} \\ & = (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率}) \end{aligned}$$

※ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（14/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2027） 第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置 ＜変更前＞ ＜変更後＞

（新設）

（略）

2. 電源等の経過年数に応じた控除率は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、電源等の経過年数に応じた控除額の対象でない電源の場合は0%とします。

なお、対象実需給期間が2026年度以降※1については、個々の電源の約定価格がオークションの指標価格の50%以下となった場合は、当該電源の電源等の経過年数に応じた控除率は0%とします。

※指標価格の50%の価格に端数が生じる場合は円未満を切り捨て

実需給期間が2025年度 . . . 7.5%

実需給期間が2026年度 . . . 6.0%

実需給期間が2027年度 . . . 4.5%

実需給期間が2028年度 . . . 3.0%

実需給期間が2029年度 . . . 1.5%

※1 対象実需給年度が2025年度の調達オークションにおける契約電源を含む。

3. 入札内容に応じた控除率係数は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、入札内容に応じた控除額の対象でない電源の場合は100%とします。なお、対象実需給期間が2026年度以降※1については、個々の電源の約定価格がオークションの指標価格の50%以下となった場合は、当該電源の入札内容に応じた控除率係数は100%とします。

※指標価格の50%の価格に端数が生じる場合は円未満を切り捨て

実需給期間が2025年度 . . . 82.0%

実需給期間が2026年度 . . . 85.6%

実需給期間が2027年度 . . . 89.2%

実需給期間が2028年度 . . . 92.8%

実需給期間が2029年度 . . . 96.4%

※1 対象実需給年度が2025年度の調達オークションにおける契約電源を含む。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (15/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2024-29年度)】 附則 (2026年XX月XX日-2027) 第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置 <変更前> <変更後>

(新設)

(略)

4. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} \\ & = \text{契約単価} \times \text{契約容量} \\ & - \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} \\ & - \text{第16条第1項に基づき調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額} \end{aligned}$$

※1: メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション (部分リリース) によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

※2: 容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量及び供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

なお、対象実需給期間が2026年度以降の容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額については、個々の電源の約定価格に経過措置を適用することによりオークションの指標価格の50%以下となる際には、以下のように金額を読み替えます。

※対象実需給年度が2025年度の調達オークションにおける契約電源を含む。

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} \\ & \geq \{ (\text{個々の電源の約定価格} - \text{オークションの指標価格の50\%}) \times \text{契約容量} \} \text{の場合} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} \\ & = (\text{個々の電源の約定価格} - \text{オークションの指標価格の50\%}) \times \text{契約容量} \end{aligned}$$

※1: (オークションの指標価格の50%) の値にて円未満を切り捨て

※2: 負値となる場合は零とする。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（16/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2027） 第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置 ＜変更前＞

（新設）

（略）

5. 落札された電源等（以下「契約電源」という）に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、第2項の電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

この際、電源等の経過年数に応じた控除額係数の単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します。

6. 前項の電源等の経過年数に応じた控除額係数はメインオークション又は調達オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第12条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。

7. 電源等の経過年数に応じた控除及び入札内容に応じた控除は、実需給期間が2029年度を最後に廃止します。

8. 容量確保契約金額は、契約電源ごとに算定するものとします。

9. 第4項に基づき算定された容量確保契約金額を12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

10. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第4項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定する。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正する。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（17/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2027） 第3条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

<変更前>

<変更後>

(新設)

第8条第1項に示す各月の容量確保契約金額の支払・請求について、以下に読み替えます。

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第16条に基づき算定される経済的ペナルティ※、第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という。）を支払うものとします。

※すでに減額された金額は対象外



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（18/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2027） 第4条 実需給期間前のペナルティ

<変更前>

<変更後>

(新設)

(1) 本約款の第16条に示す、
「第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ
本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。」について、以下に読み替えます。

第16条 実需給期間前のペナルティ
本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティを科します。



④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (19/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2024-29年度)】 附則 (2026年XX月XX日-2027) 第4条 実需給期間前のペナルティ

<変更前>

<変更後>

(新設)

(略)

(2) 第16条①(1)に示す調整不調電源に科される経済的ペナルティについて、以下に読み替えます。

①電源等の区分が安定電源及び変動電源の場合

(1) 調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティ
調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量、及び調整不調となった日数に応じて、以下の減額を適用し、容量確保契約金額を減じます。

ただし、本号において、変動電源(アグリゲート)は対象外とします。

減額※1 = (契約単価※2 × 契約容量※3 - 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額) × 減額率(A) × 調整不調日数(B)

(A) 減額率 = 追加設備量※4を利用する場合の減額率(A-①)

+ 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率(A-②)

(A-①) 追加設備量を利用する場合の減額率

= 0.3%/日 × (追加設備量を利用する容量 ÷ 追加設備量) × (追加設備量を利用する容量 ÷ 停止対象容量)

(A-②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率

= 0.6%/日 × (供給信頼度確保に影響を与える容量 ÷ 停止対象容量)

(B) 調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率(B-①) × 1ヶ月の日数

(B-①) 出力可能容量に関する補正率

= (1 - 出力可能容量 ÷ 応札単位のアセスメント対象容量)

※1: 調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額は円未満を切り捨て

※2: メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション(部分リリース)によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

※3: 実需給が始まるタイミングの契約容量で計算します。ただし、契約容量がメインオークション落札時の契約容量を上回る場合は、メインオークション落札時の契約容量で計算します。

※4: 電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される金額の1.5倍からすでに減額された金額を除いた金額を、経済的ペナルティとして科す場合があります。また、この経済的ペナルティは、対象実需給年度前に算定し、第8条に示す各月の容量確保契約金額の支払・請求の初月の算定時に反映します※。

※経済的ペナルティが科される場合は、第20条第一項第1号に示す年間上限額は、経済的ペナルティを差し引いた金額とする。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（20/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2027）

第5条 「調整不調電源に科される経済的ペナルティ」の読み替え

<変更前>

<変更後>

(新設)

対象実需給期間が2027年度の容量確保契約における本約款に示す「調整不調電源に科される経済的ペナルティ」は、「調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティ」に読み替えます。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (21/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2024-29年度)】 附則 (2026年XX月XX日-2028・2029) 第1条 適用対象

<変更前>

<変更後>

(新設)

1. 本附則は、対象実需給年度が2028年度、2029年度の容量確保契約に適用するものとします。

2. 附則 (2021年7月1日) および附則 (2023年8月2日) の記載によらず、本附則の内容を適用するものとします。



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (22/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2024-29年度)】 附則 (2026年XX月XX日-2028・2029) 第2条 容量確保契約金額の算定

<変更前>

<変更後>

(新設)

対象実需給期間が2028年度以降の容量確保契約における本約款の第7条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源又は変動電源 (単独) の場合、第7条を以下に読み替えます。なお、本条で示す経過措置の対象となるのは、契約電源が2010年度末までに建設された電源、又は各エリアにおいてオークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源又はその両方の場合となります。

1. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除には、「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた控除」があります。

なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、契約電源が2010年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応じた控除」は、各エリアにおいてオークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源が対象となります。容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は次の算式に基づき、メインオークションと調達オークションのそれぞれにおいて算定された金額とします。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※
= 個々の電源の約定価格 × 契約容量 × (1 - 経過措置控除係数)

経過措置控除係数
= 電源等の経過年数に応じた控除額係数
× 入札内容に応じた控除額係数

電源等の経過年数に応じた控除額係数
= (1 - 電源等の経過年数に応じた控除率)

※ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (23/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2024-29年度)】 附則 (2026年XX月XX日-2028・2029) 第2条 容量確保契約金額の算定

<変更前>

<変更後>

(新設)

(略)

2. 電源等の経過年数に応じた控除率は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、電源等の経過年数に応じた控除額の対象でない電源の場合は0%とします。

なお、対象実需給期間が2026年度以降※1については、個々の電源の約定価格がオークションの指標価格の50%以下となった場合は、当該電源の電源等の経過年数に応じた控除率は0%とします。

※指標価格の50%の価格に端数が生じる場合は円未満を切り捨て

実需給期間が2025年度 . . . 7.5%

実需給期間が2026年度 . . . 6.0%

実需給期間が2027年度 . . . 4.5%

実需給期間が2028年度 . . . 3.0%

実需給期間が2029年度 . . . 1.5%

※1 対象実需給年度が2025年度の調達オークションにおける契約電源を含む。

3. 入札内容に応じた控除率係数は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、入札内容に応じた控除額の対象でない電源の場合は100%とします。

なお、対象実需給期間が2026年度以降※1については、個々の電源の約定価格がオークションの指標価格の50%以下となった場合は、当該電源の入札内容に応じた控除率係数は100%とします。

※指標価格の50%の価格に端数が生じる場合は円未満を切り捨て

実需給期間が2025年度 . . . 82.0%

実需給期間が2026年度 . . . 85.6%

実需給期間が2027年度 . . . 89.2%

実需給期間が2028年度 . . . 92.8%

実需給期間が2029年度 . . . 96.4%

※1 対象実需給年度が2025年度の調達オークションにおける契約電源を含む。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (24/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2024-29年度)】 附則 (2026年XX月XX日-2028・2029) 第2条 容量確保契約金額の算定

<変更前>

<変更後>

(新設)

(略)

4. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} \\ & = \text{契約単価} \times \text{契約容量} \\ & - \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} \end{aligned}$$

※：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

なお、対象実需給期間が2026年度以降※の容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額については、個々の電源の約定価格に経過措置を適用することによりオークションの指標価格の50%以下となる際には、以下のように金額を読み替えます。

※対象実需給年度が2025年度の調達オークションにおける契約電源を含む。

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} \\ & \geq \{ (\text{個々の電源の約定価格} - \text{オークションの指標価格の50\%} \times \text{契約容量}) \} \text{の場合} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} \times 2 \\ & = (\text{個々の電源の約定価格} - \text{オークションの指標価格の50\%} \times \text{契約容量}) \end{aligned}$$

※1：（オークションの指標価格の50%）の値にて円未満を切り捨て

※2：負値となる場合は零とする。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (25/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2024-29年度)】 附則 (2026年XX月XX日-2028・2029) 第2条 容量確保契約金額の算定

<変更前>

<変更後>

(新設)

(略)

5. 落札された電源等 (以下「契約電源」という) に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、第2項の電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。
この際、電源等の経過年数に応じた控除額係数の単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します。

6. 前項の電源等の経過年数に応じた控除額係数はメインオークション又は調達オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第12条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。

7. 電源等の経過年数に応じた控除及び入札内容に応じた控除は、実需給期間が2029年度を最後に廃止します。

8. 容量確保契約金額は、契約電源ごとに算定するものとします。

9. 第4項に基づき算定された容量確保契約金額を12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額 (各月) とします。ただし、最終月 (3月分) の容量確保契約金額 (各月) は容量確保契約金額から最終月 (3月分) 以外の容量確保契約金額 (各月) の合計を差し引いたものとします。

10. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量 (HHV : Higher Heating Value) ・発電端において42%以上であることを確認できない電源 (以下「非効率石炭火力電源」という) の場合、第4項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額 (各月) とします。ただし、最終月 (3月分) の容量確保契約金額 (各月) は容量確保契約金額から最終月 (3月分) 以外の容量確保契約金額 (各月) の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定する。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正する。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（26/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2028・2029） 第3条 各月の容量確保契約金額の支払・請求 <変更前> <変更後>

（新設）

第8条第1項に示す各月の容量確保契約金額の支払・請求について、以下に読み替えます。

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第16条に基づき算定される調整不調電源に科される経済的ペナルティ、第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という。）を支払うものとします。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (27/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2024-29年度)】 附則 (2026年XX月XX日-2028・2029) 第4条 実需給期間前のペナルティ

<変更前>

<変更後>

(新設)

第16条①(1)に示す調整不調電源に科される経済的ペナルティについて、以下に読み替えます。

①電源等の区分が安定電源及び変動電源の場合

(1)調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量、及び調整不調となった日数に応じて、以下の経済的ペナルティを科します。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、経済的ペナルティの対象外とする場合があります。

経済的ペナルティ※1 = (契約単価※2 × 契約容量※3

－ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額)
× 減額率 (A) × 調整不調日数 (B)

(A) 減額率 = 追加設備量※4を利用する場合の減額率 (A-①)

+ 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 (A-②)

(A-①)追加設備量を利用する場合の減額率

= 0.3%/日 × (追加設備量を利用する容量 / 追加設備量)
× (追加設備量を利用する容量 / 停止対象容量)

(A-②)供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率

= 0.6%/日 × (供給信頼度確保に影響を与える容量 / 停止対象容量)

(B) 調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率 (B-①) × 1ヶ月の日数

(B-①)出力可能容量に関する補正率

= (1 - 出力可能容量 / 応札単位のアセスメント対象容量)

※1: 調整不調電源に科される経済的ペナルティは円未満を切り捨て

※2: メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション (部分リリース) によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

※3: 実需給が始まるタイミングの契約容量で計算します。ただし、契約容量がメインオークション落札時の契約容量を上回る場合は、メインオークション落札時の契約容量で計算します。

※4: 電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額を1.5倍した経済的ペナルティを科す場合があります。

なお、調整不調電源に科される経済的ペナルティは、対象実需給年度前に算定し、第8条に示す各月の容量確保契約金額の支払・請求の初月の算定時に反映します。

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (28/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2024-29年度)】 附則 (2026年XX月XX日-2028・2029) 第5条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限

<変更前>

<変更後>

(新設)

第20条第1項に示す実需給期間中の経済的ペナルティの上限について、以下に読み替えます。

1. 前条に示す実需給期間中の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。

①年間上限額※：容量確保契約金額 × 110%

②月間上限額：容量確保契約金額 × 18.3%

※第16条第1項第1号(1)に定める経済的ペナルティが科される場合は差し引いた金額とする

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (29/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2024-29年度)】 附則 (2026年XX月XX日-2028・2029) 第6条 契約の変更

<変更前>

<変更後>

(新設)

第25条第1項に示す契約の変更について、以下に読み替えます。

1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従い、本契約を変更するものとします。

- ①調達オークションに応札した電源等が落札された場合
- ②リリースオークションにより契約容量の全部又は一部をリリースした場合
- ③契約電源が第12条に示す市場退出をした場合
- ④第11条に示す電源等差替を実施した場合
- ⑤発動指令電源提供者の実効性テストの結果等がメインオークションにおける応札容量 (発動指令電源の調整係数反映前の値) を下回った場合
- ⑥第26条に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がなされた場合
- ⑦その他、本機関が変更を必要と判断した場合

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (30/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2024-29年度)】 附則 (2026年XX月XX日-2028・2029)

第7条 リリースオークション交付額の交付又はリリースオークション請求額の請求

<変更前>

(新設)

<変更後>

1. 対象実需給期間が2028年度、2029年度のリリースオークションにおける交付額又は請求額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{リリースオークション交付額又は請求額} \times 1 \\ & = \{ \text{メインオークションの契約単価} \times 2 - \text{リリースオークションの約定価格} \\ & \times (\text{電源等の経過年数に応じた控除額係数} \times 3 \times 4 \\ & \quad \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \times 5) \} \times \text{リリース容量} \end{aligned}$$

※1：正值の場合は市場管理者より発電事業者等へ交付、負値の場合は請求とし、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量確保契約金額を容量確保契約容量で除したもの

※3：電源等の経過年数に応じた控除額係数は本附則 (2026年XX月XX日-2028・2029) 第2条第1項及び第2項による。

※4：落札された電源等に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、本附則 (2026年XX月XX日-2028・2029) 第2条第1項及び第2項による電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定する。

この際、電源等の経過年数に応じた控除額係数の単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入する。

※5：入札内容に応じた控除額係数は本附則 (2026年XX月XX日-2028・2029) の第2条第1項及び第3項による。

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (31/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2024-29年度)】 附則 (2026年XX月XX日-2028・2029)

第7条 リリースオークション交付額の交付又はリリースオークション請求額の請求

<変更前>

(新設)

<変更後>

(略)

2. 第1項に基づき算定されたリリースオークション交付額は、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額をリリースオークション交付額 (各月) とします。ただし、最終月 (3月分) のリリースオークション交付額 (各月) はリリースオークション交付額から最終月 (3月分) 以外のリリースオークション交付額 (各月) の合計を差し引いたものとします。

3. リリースオークション交付額 (各月) は、容量確保契約金額 (各月) と合わせて交付します。

4. 第1項に基づき算定されたリリースオークション請求額は、契約変更後、対象実需給期間の前年度末までに容量提供事業者に請求します。本約款の第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティが発生している場合、第1項のリリースオークションにおける交付額又は請求額を調整する場合があります。

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (32/33)

第73回容量市場の在り方等に関する検討会
(2026.5.27)

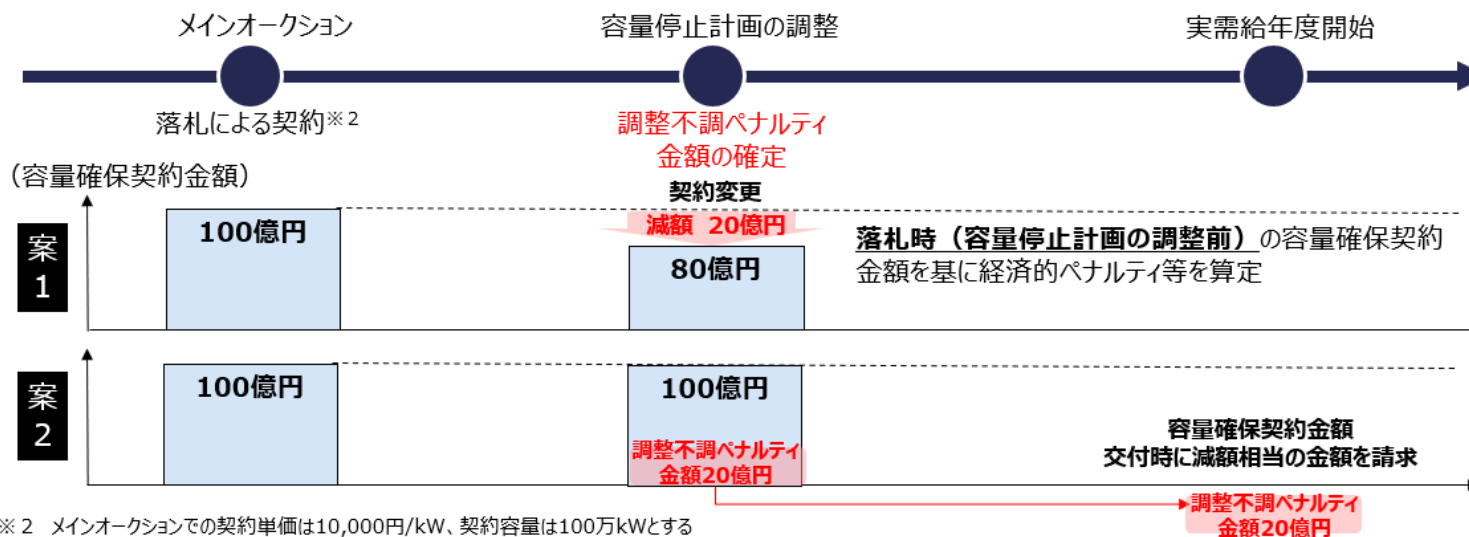
資料6 調整不調電源に適用する
容量確保契約金額の減額の扱いについて

4. 検討の方向性 見直し案

10

- 容量市場における事業者の経済的ペナルティ金額の上限は、約定時点の契約における容量確保契約金額の110%※¹としている。
- 調整不調電源と調整不調でない電源において、各種経済的ペナルティを同等とするために、調整不調ペナルティの扱いの見直しを行う。
- 見直し案として、**契約変更は行うが各種ペナルティ等の算定には変更前の契約情報を用いる案 (案1)**、**調整不調ペナルティによる契約変更は行わず調整不調ペナルティ金額相当を請求する案 (案2)** が考えられる。

※1 市場退出の場合も同様に容量確保契約金額の減少と退出ペナルティ（ペナルティ率10%）の合計が容量確保契約金額の110%相当となる



④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (33/33)

第73回容量市場の在り方等に関する検討会
(2026.5.27)

資料6 調整不調電源に適用する
容量確保契約金額の減額の扱いについて

4. 検討の方向性 見直し案の比較

11

- 案1は現行と同様に契約変更を行うが、以下のデメリットがある。
 - ▶ 契約変更前の契約情報をもとに経済的ペナルティ等の算定を行う必要
 - ▶ 契約変更による事業者と市場管理者双方の業務負担
 - ▶ 容量拠出金の算定までに「やむを得ない理由」と「異議申し立て」の審査を経た上で契約変更を終える必要
- 案2については、**現行よりも業務負担が軽減することや、他の業務スケジュールへの影響を及ぼさないため、案2に見直すことでどうか。**

	見直し内容	契約変更手続きの業務負荷
案1	契約変更は行うが各種ペナルティ等の算定には変更前の契約情報を用いる	<ul style="list-style-type: none"> • 変更契約をした後も契約変更前の契約情報も管理する必要があり、情報管理の複雑性が増す • 契約変更が生じるため、業務負担に加え、例えば実需給期間前にペナルティが確定した場合は、やむを得ない理由の審査期間が短くなることや、審査が長期化することで容量拠出金の算定時期が遅延するなどの影響を及ぼすことが考えられる
案2	調整不調ペナルティによる契約変更は行わず、調整不調ペナルティ金額相当を請求する	<ul style="list-style-type: none"> • 容量確保契約金額を変更しないため、経済的ペナルティや上限の算定が分かりやすい • 契約変更の金額確定や手続きを、容量拠出金の算定までに短期間で行う必要がない

2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

⑤容量確保契約約款(実需給年度2030年度以降向け)の新設 (1/3)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2030年度以降)】 第1章 総則 第1条 適用

<変更前>

1. この容量確保契約約款（以下「本約款」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と容量提供事業者との間で締結される容量確保契約書に関し、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めたものです。
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する容量提供事業者は、実需給期間において、電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者に限ります。
3. 本契約は、容量確保契約書（契約書別紙を含む。）及び本約款で構成されるものとします。

<変更後>

1. この容量確保契約約款（以下「本約款」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と容量提供事業者との間で締結される容量確保契約書に関し、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めたものです。
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する容量提供事業者は、実需給期間において、電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者に限ります。
3. 本契約は、容量確保契約書（契約書別紙を含む。）及び本約款で構成されるものとします。
4. 本約款の適用範囲は、実需給年度2030年度以降であるものとします。



⑤容量確保契約約款(実需給年度2030年度以降向け)の新設 (2/3)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2024-29年度)】 第1章 総則 第1条 適用

<変更前>

1. この容量確保契約約款（以下「本約款」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と容量提供事業者との間で締結される容量確保契約書に関し、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めたものです。
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する容量提供事業者は、実需給期間において、電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者に限ります。
3. 本契約は、容量確保契約書（契約書別紙を含む。）及び本約款で構成されるものとします。

<変更後>

1. この容量確保契約約款（以下「本約款」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と容量提供事業者との間で締結される容量確保契約書に関し、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めたものです。
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する容量提供事業者は、実需給期間において、電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者に限ります。
3. 本契約は、容量確保契約書（契約書別紙を含む。）及び本約款で構成されるものとします。
4. 本約款の適用範囲は、実需給年度2024年度以降2029年度以前であるものとします。



2. 2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項

⑤容量確保契約約款(実需給年度2030年度以降向け)の新設 (3/3)

- 実需給年度2030年度以降は多くの反映事項が存在し、従来どおりの更新を実施すると附則が大量となり可読性が著しく低減する。これを避けるため、容量確保契約約款を、以下の2文書に分けて管理することとする
 - ・ 容量確保契約約款 (対象実需給年度：2024 - 2029年度)
 - ・ 容量確保契約約款 (対象実需給年度：2030年度以降)

- 「容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2030年度）」、「容量確保契約約款（対象実需給年度：2024-2029年度）」及び「容量確保契約約款（対象実需給年度：2030年度以降）」の案については、前項までの「2026年度メインオークションに向けて主に反映された事項」の反映箇所に加えて、記載内容の明確化等の変更を行っています。変更箇所は次項以降のとおりです。

【募集要綱】 【添付資料】

<2029年度向け>

- (様式1) 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書
- (様式2) 期待容量等算定諸元一覧
- (様式3) 発動指令電源のビジネスプラン申請書
- (様式4) 調整機能の詳細情報

<2030年度向け>

- (様式1) 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書
- (様式2) 期待容量等算定諸元一覧
- (様式3) 発動指令電源のビジネスプラン申請書
- (様式4) 調整機能の詳細情報
- (様式5) 発動指令電源のリソース種類確認書



【募集要綱】 第1章 はじめに 1.容量市場創設の背景

<2029年度向け>

(略)

また、こうした措置は、投資回収の予見性を高めるための措置であり、必要な電源投資等のための総コストは変わらない、若しくはリスクプレミアム等の金利分が減少することから、中長期的に見た小売電気事業者の負担はむしろ抑えられると整理されています。

上記の整理を受け、詳細な制度設計の検討の場として、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に設置された「制度検討作業部会」並びに資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）を共同事務局として本機関に設置した「容量市場の在り方等に関する検討会」において容量市場の詳細な制度設計の検討を進めてまいりました。

なお、容量市場の運営等に当たっては、全電気事業者が加入する中立機関であることや、供給計画の取りまとめを行い、全国大での供給予備力評価等に知見があるといった理由から、本機関が市場管理者等として、一定の役割を果たすことが適当である旨が整理されています。

<2030年度向け>

(略)

また、こうした措置は、投資回収の予見性を高めるための措置であり、必要な電源投資等のための総コストは変わらない、若しくはリスクプレミアム等の金利分が減少することから、中長期的に見た小売電気事業者の負担はむしろ抑えられると整理されています。

上記の整理を受け、詳細な制度設計の検討の場として、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に設置された「制度検討作業部会」、**次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会の下に設置された「電力安定供給ワーキンググループ」**、並びに資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）を共同事務局として本機関に設置した「容量市場の在り方等に関する検討会」において容量市場の詳細な制度設計の検討を進めてまいりました。

なお、容量市場の運営等に当たっては、全電気事業者が加入する中立機関であることや、供給計画の取りまとめを行い、全国大での供給予備力評価等に知見があるといった理由から、本機関が市場管理者等として、一定の役割を果たすことが適当である旨が整理されています。



【募集要綱】 第2章 注意事項 1.一般注意事項

<2029年度向け>

(略)
(3) 本オークションに係る容量確保契約は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。

<2030年度向け>

(略)
(3) 本オークションに係る容量確保契約（以下「容量確保契約」という。）は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。



【募集要綱】 第3章 募集概要 3. 募集内容

<2029年度向け>

- (略)
 (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等
 (略)
 イ 登録できる電源等は以下に区分され、要件は以下のとおりです。なお、電源等については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。
 ※期待容量については「第4章 参加登録 4. 期待容量の登録」を参照してください。

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
安定電源	次の(ア)から(オ)のいずれかに該当し、期待容量が1,000キロワット(kW)以上の安定的な供給力を提供するもの。 (ア)①水力電源(ただし、調整式又は貯水式に限る。) ②水力電源(揚水式で、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの。) (イ)火力電源 (ウ)原子力電源 (エ)再生可能エネルギー電源 (オ)蓄電池(1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの。)



<2030年度向け>

- (略)
 (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等
 (略)
 イ 登録できる電源等は以下に区分され、要件は以下のとおりです。なお、電源等については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。
 ※期待容量については「第4章 参加登録 4. 期待容量の登録」を参照してください。

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
安定電源	次の(ア)から(オ)のいずれかに該当し、期待容量が1,000キロワット(kW)以上の安定的な供給力を提供するもの。 (ア)①水力電源(ただし、調整池式又は貯水池式に限る。) ②水力電源(揚水式で、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの。) (イ)火力電源 (ウ)原子力電源 (エ)再生可能エネルギー電源 (オ)蓄電池(1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの。) (カ)長期エネルギー貯蔵システム(1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの。)

【募集要綱】 第3章 募集概要 3. 募集内容

(略)

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

オ 1 計量単位内 (※1, ※2) に複数の号機 (ユニット) が存在し、それぞれ「容量を提供する電源等の区分」が異なる場合は、いずれか一つの区分を選択してください。

※1 「計量単位」とは、属地一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく計量器等 (ただし、分社した旧一般電気事業者の発電所に設置された電気計器について計量法の適用を除外する特例措置の対象となっている場合はこの限りでない。) が取り付けられた受電又は供給地点ごとを指します。

※2 ただし、安定電源においては、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時 (※3) に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1 計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても登録可能です。

※3 : 前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合



(略)

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

オ 1 計量単位内 (※1, ※2) に複数の号機 (ユニット) が存在し、それぞれ「容量を提供する電源等の区分」が異なる場合は、いずれか一つの区分を選択してください。

※1 「計量単位」とは、属地一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく計量器等 (ただし、分社した旧一般電気事業者の発電所に設置された電気計器について計量法の適用を除外する特例措置の対象となっている場合はこの限りでない。) が取り付けられた受電又は供給地点ごとを指します。実績管理上の理由により、受電地点特定番号の単位と一致しない場合がありますので、留意してください。

※2 ただし、安定電源においては、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時 (※3) に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1 計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても登録可能です。

※3 → 前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合

【募集要綱】 第3章 募集概要 3. 募集内容

<2029年度向け>

- (略)
- (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等
- (略)
- キ 以下の電源は本オークションに参加できません（該当する場合、電源等情報の登録は不可）。
- (エ) 実需給年度中に供給力を提供できない電源（例：建設未完了、など）

<2030年度向け>

- (略)
- (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等
- (略)
- キ 以下の電源は本オークションに参加できません（該当する場合、電源等情報の登録は不可）。
- (エ) 実需給年度中に供給力を提供できない電源 ~~（例：建設未完了、など）~~



【募集要綱】 第3章 募集概要 3. 募集内容

<2029年度向け>

- (略)
- (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等
- (略)
- キ 以下の電源は本オークションに参加できません（該当する場合、電源等情報の登録は不可）。
 - (キ) 専ら自己託送及び特定供給のみに供される電源
自己託送及び特定供給の用に供する供給力は、(カ) 専ら自家消費にのみ供される電源と同様の扱いとなり参加はできません。ただし、自己託送及び特定供給のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は、当該供給できる供給力の容量について登録可能です（発電容量から自己託送及び特定供給に相当する分を差し引いた容量での登録が可能です。）。



<2030年度向け>

- (略)
- (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等
- (略)
- キ 以下の電源は本オークションに参加できません（該当する場合、電源等情報の登録は不可）。
 - (キ) 専ら自己託送及び特定供給のみに供される電源
自己託送及び特定供給の用に供する供給力は、(カ) 専ら自家消費にのみ供される電源と同様の扱いとなり参加はできません。ただし、自己託送及び特定供給のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は、当該供給できる供給力の容量について登録可能です（発電容量から自己託送及び特定供給に相当する分を差し引いた容量での登録が可能です。）。**なお、運用及び契約の形態によって登録できない場合がありますので、個別に本機関にお問い合わせください。**

【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

<2029年度向け>

(1) 事業者情報の登録を完了した参加登録申請者は電源等情報の登録を行うことができます。なお、実需給年度が2028年度のメインオークションに参加登録された電源等情報は、本機関により、当該内容を2029年度向けの電源等情報として容量市場システムに登録されます。ただし、取次により登録されていると思われる電源等情報については登録されませんので、新たに登録が必要となります。登録済の電源等情報について内容確認のうえ、必要に応じて修正してください。なお長期脱炭素電源オークションにおいて登録を行った電源等情報に関しても登録されませんので、当該電源を2029年度向けの電源等情報として登録する場合には、新たに登録が必要となります。

<2030年度向け>

(1) 事業者情報の登録を完了した参加登録申請者は電源等情報の登録を行うことができます。なお、実需給年度が2029年度のメインオークションに参加登録された電源等情報は、本機関により、当該内容を2030年度向けの電源等情報として容量市場システムに登録されます。ただし、取次により登録されていると思われる電源等情報、**電源等の区分が変動電源（アグリゲート）の電源等情報**については登録されませんので、新たに登録が必要となります。登録済の電源等情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。なお長期脱炭素電源オークションにおいて登録を行った電源等情報に関しても登録されませんので、当該電源を2030年度向けの電源等情報として登録する場合には、新たに登録が必要となります。



【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

<2029年度向け>

- (略)
 (5) 安定電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
 (略)

情報	登録項目	提出書類 (全て写しで可)
電源等情報 (詳細情報)	号機単位の所有者	電源の所有者が事業者情報と異なる場合は、以下を提出 ・容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類

<2030年度向け>

- (略)
 (5) 安定電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
 (略)

情報	登録項目	提出書類 (全て写しで可)
電源等情報 (詳細情報)	号機単位の所有者	電源の所有者が事業者情報と異なる場合は、以下を提出 ・容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類 (押印 (電子サインでも可) が無いものは不可となります)



【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

<2029年度向け>

- (略)
 (6) 変動電源（単独）の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
 (略)

情報	登録項目	提出書類 (全て写しで可)
電源等情報 (詳細情報)	号機単位 の所有者	電源の所有者が事業者情報と異なる場合は、以下を提出 <ul style="list-style-type: none"> 容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類

<2030年度向け>

- (略)
 (6) 変動電源（単独）の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
 (略)

情報	登録項目	提出書類 (全て写しで可)
電源等情報 (詳細情報)	号機単位 の所有者	電源の所有者が事業者情報と異なる場合は、以下を提出 <ul style="list-style-type: none"> 容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類 (押印(電子サインでも可)が無いものは不可となります)



【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

<2029年度向け>

- (略)
 (8) 発動指令電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
 (略)

情報	登録項目	提出書類 (全て写しで可)
電源等情報 (基本情報)		(新設)
	オンライン指令	実効性テストの実施前までに、以下のいずれか1点を提出(※) ・ 属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果 ・ 電源 I' の契約書の写し

※ 既に提出済の書類の内容に変更が無い場合は、再度提出する必要はありません。

<2030年度向け>

- (略)
 (8) 発動指令電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
 (略)

情報	登録項目	提出書類 (全て写しで可)
電源等情報 (基本情報)	リソースの種類の確認	・ 発動指令電源のリソース種類確認書(様式5) ※1 ※提出方法は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。
	オンライン指令	実効性テストの実施前までに、以下のいずれか1点を提出(※2) ・ 属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果 ・ 電源 I' の契約書の写し

※1 発動指令電源のリソース種類確認書(様式5)は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照し、事業者ごとに本機関の専用アドレスへ提出してください。

※2 既に提出済の書類の内容に変更が無い場合は、再度提出する必要はありません。

【募集要綱】 第7章 契約条件 1.容量確保契約金額

<2029年度向け>

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という。）（kW）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

$$= \text{契約単価} \times \text{契約容量} - \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} - \text{調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額}$$

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量に対応する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※2：発動指令電源の契約容量は、応札容量に調整係数を乗じた容量（1kW未満の端数は切り捨て）とします。

※3：「本章2 容量確保契約金額の算出に関する経過措置」を参照

※4：「本章4 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」を参照

<2030年度向け>

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という。）（kW）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

$$= \text{契約単価} \times \text{契約容量} - \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} - \text{調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額}$$

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量に対応する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※2：発動指令電源の契約容量は、応札容量に調整係数を乗じた容量（1kW未満の端数は切り捨て）とします。

※3：「本章2 容量確保契約金額の算出に関する経過措置」を参照

※4：「本章4 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」を参照



【募集要綱】 第7章 契約条件 2.容量確保契約金額の算出に関する経過措置

<2029年度向け>

(1) 安定電源及び変動電源（単独）に対して、以下に該当する場合は経過措置の対象とします。

ア 2010年度末までに建設された電源

なお、2011年度以降に、上記の対象電源が増出力した場合、増出力分についても経過措置による控除の対象とします。

ただし、2011年度以降から電源等情報登録前までに、同一構内において、同時期に発電機の主要な電気設備の全てを更新し、本機関が認めた場合については、経過措置対象外とする場合があります。この場合、設備更新の内容及び時期等が分かる資料（国又は国の関係機関に届出等されたものに限る。）を提出していただきます。

イ メインオークション応札時の応札価格が、当該エリアの約定価格に応札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源

ただし、メインオークションの個々の電源の約定価格が、同指標価格の50%

（※）以下となった場合は、上記ア及びイの経過措置による控除を行わないものとします。

また、メインオークションの個々の電源の約定価格が、同指標価格の50%を超えており、かつ上記ア及びイの経過措置を適用した際に、同指標価格の50%以下となる場合は、当該電源の経過措置適用後の価格が同指標価格の50%の価格となるように、経過措置による控除額を調整します。

※（同指標価格の50%）の値にて円未満を切り捨て

(2) 上記（1）アについて、1計量単位に経過措置対象電源（ユニット）と経過措置対象外電源（ユニット）が混在する場合には、電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

(3) 上記（1）アに対する電源等の経過年数に応じた控除並びに電源等の経過年数に応じた控除額係数、及び（1）イに対する応札内容に応じた控除並びに応札内容に応じた控除額係数については、容量確保契約約款の附則（2021年7月1日）の第2条にて規定します。

(4) 上記（1）アに対する電源等の経過年数に応じた控除額係数に、上記（1）イに対する応札内容に応じた控除額係数を乗じたものを、経過措置控除係数とします。

(5) 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定方法については、容量確保契約約款の附則（2021年7月1日）の第2条にて規定します。

<2030年度向け>

(削除)



【募集要綱】 第7章 契約条件 3.市場退出

<2029年度向け>

(1) 容量提供事業者が実需給年度の開始前に契約容量を減少させる場合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。

※市場退出後の契約容量が1,000kWを下回った場合は、全量が市場退出したも
のとして扱われます。

(略)

(2) 容量提供事業者が実需給期間中に契約容量を減少させる場合（市場退
出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。

※市場退出後の契約容量が1,000kWを下回った場合は、全量が市場退出したも
のとして扱われます。

<2030年度向け>

(1) ~~容量提供事業者が~~実需給年度の開始前に契約容量が減少するを減少さ
せる場合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナル
ティが科されます。

※市場退出後の契約容量が1,000kWを下回った場合は、全量が市場退出したも
のとして扱われます。

(略)

(2) ~~容量提供事業者が~~実需給期間中に契約容量が減少するを減少させる場
合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが
科されます。

※市場退出後の契約容量が1,000kWを下回った場合は、全量が市場退出したも
のとして扱われます。



【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

4-1 実需給期間前

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

実効性テスト結果等

実需給年度の2年度前の夏季(7~9月)又は冬季(12~2月)に実効性テストを受け、実効性テストの最終結果又はこれに準ずるもの(※)を本機関に提出すること

※以下のいずれにも該当する場合、実効性テスト以外の発動実績結果を本機関に提出することにより実効性テストを省略することができ、当該発動実績結果を準ずるものとして扱います。

- a 実需給年度の2年度前に実効性テスト以外の発動実績(属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る。)が存在する場合
ただし、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります。
- b 確定する電源等リストの各エネルギーリソースの期待容量が、実効性テスト以外の発動実績(属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る。)を構成する各エネルギーリソースの期待容量以内の場合
- c 本機関が合理的と判断した場合

<2030年度向け>

4-1 実需給期間前

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

実効性テスト結果等

実需給年度の2年度前の夏季(7~9月)又は冬季(12~2月)に実効性テストを受け、**メインオークションにおける応札容量(発動指令電源の調整係数反映前の値)以上となる実効性テストの最終結果**又はこれに準ずるもの(※)を本機関に提出すること

※以下のいずれにも該当する場合、実効性テスト以外の発動実績結果を本機関に提出することにより実効性テストを省略することができ、当該発動実績結果を準ずるものとして扱います。

- a 実需給年度の2年度前に実効性テスト以外の発動実績(属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る。)が存在する場合
ただし、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります。
- b 確定する電源等リストの**各エネルギーリソースの期待容量が、当該リソースの実効性テスト以外の発動実績の合計**(属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る。)を構成する**各エネルギーリソースの期待容量**以内の場合
- c 本機関が合理的と判断した場合



【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

4-1 実需給期間前

(2) アセスメント

(略)

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

実効性テスト結果等

実効性テストの結果等を本機関に提出したか確認します。

なお、実効性テストの評価は、容量確保契約約款第18条第1項3号に示す実需給期間中のアセスメントと同じ方法によりコマごとのリクワイアメント未達成量を算定し、そのコマごとのリクワイアメント未達成量の合計を3で除した値を実効性テスト未達成量とします。また、実効性テストの最終結果に準ずる他の発動実績を利用する場合も同様に算定するものとします。

(略)

(エ)本機関は、発動指令電源提供者が提出した実効性テストの結果又は実効性テスト以外の発動実績の内容について、発動指令電源提供者に確認する場合があります。

(オ)本機関は、実効性テスト時の期待容量又は実効性テスト以外の発動実績（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る。）が、容量確保契約容量未満の場合、不足する容量を実効性テスト未達成量とします。なお、以下のいずれかに該当する場合は、容量確保契約容量の全量を実効性テスト未達成量とします。

a 本機関より求められる情報を提出しなかった場合

b 実効性テスト結果時の期待容量又は実効性テスト以外の発動実績が1,000kWを下回った場合

c 上記（ア）による本機関の確認の結果、発動実績の妥当性が確認できない場合

(カ)実効性テスト時の期待容量又は実効性テスト以外の発動実績（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る。）が、容量確保契約容量より大きい場合、参加登録時に登録した期待容量を実効性テストの結果に応じた期待容量まで増加することが可能です。ただし、全ての実効性テスト時の期待容量又は実効性テスト以外の発動実績を合計した値が、別途定められる発動指令電源のメインオークションにおける応札上限容量を超過する場合は、この限りではありません。

<2030年度向け>

4-1 実需給期間前

(2) アセスメント

(略)

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

実効性テスト結果等

実効性テストの結果等を本機関に提出したか確認します。

なお、実効性テストの評価は、容量確保契約約款第18条第1項3号に示す実需給期間中のアセスメントと同じ方法によりコマごとのリクワイアメント未達成量を算定し、そのコマごとのリクワイアメント未達成量の合計を3で除した値を実効性テスト未達成量とします。また、実効性テストの**最終**結果に準ずる他の発動実績を利用する場合も同様に算定するものとします。

(略)

(エ)本機関は、発動指令電源提供者が提出した実効性テストの結果又は実効性テスト以外の発動実績の内容について、発動指令電源提供者に確認する場合があります。**本機関の確認の結果、発動実績の妥当性が確認できない場合は、本機関が算定した発動実績をアセスメント結果とする場合があります。**

~~(オ)本機関は、実効性テスト時の期待容量又は実効性テスト以外の発動実績（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る。）が、容量確保契約容量未満の場合、不足する容量を実効性テスト未達成量とします。なお、以下のいずれかに該当する場合は、容量確保契約容量の全量を実効性テスト未達成量とします。~~

~~a 本機関より求められる情報を提出しなかった場合~~

~~b 実効性テスト結果時の期待容量又は実効性テスト以外の発動実績が1,000kWを下回った場合~~

~~c 上記（ア）による本機関の確認の結果、発動実績の妥当性が確認できない場合~~

(オカ)実効性テスト時の結果期待容量又は実効性テスト以外の発動実績（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る。）が、**参加登録時に登録した期待容量容量確保契約容量**より大きい場合、参加登録時に登録した期待容量を実効性テストの結果に応じた期待容量まで増加することが可能です。ただし、全ての実効性テスト**時の結果期待容量**又は実効性テスト以外の発動実績を合計した値が、別途定められる発動指令電源のメインオークションにおける応札上限容量を超過する場合は、この限りではありません。



【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

- 4-1 実需給期間前
 (3) ペナルティ
 (略)
 イ 電源等の区分が発動指令電源の場合
 実効性テスト結果等
 実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います。
- 1) 実効性テスト結果等を提出しない場合、又は契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が1,000kW未満の場合
 契約容量の全てを市場退出とし、市場退出時の経済的ペナルティを科します。
 - 2) 実効性テスト結果等が契約容量に満たない場合
 実効性テスト未達成量に相当する、契約容量の一部を市場退出とし、以下の計算式で経済的ペナルティを科します。
 経済的ペナルティ(円)

$$= \text{実効性テスト未達成量} \times \text{契約単価} \times 5\%$$
 (「本章3.市場退出」に記載の市場退出時の経済的ペナルティが、別途科されることはありません。)



<2030年度向け>

- 4-1 実需給期間前
 (3) ペナルティ
 (略)
 イ 電源等の区分が発動指令電源の場合
 実効性テスト結果等
 実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います。
- 1) 実効性テスト結果等を提出しない場合、又はメインオークションにおける応札容量(発動指令電源の調整係数反映前の値)から実効性テストの未達成量を差し引いた容量に発動指令電源の調整係数を反映した値契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が1,000kW未満の場合
 契約容量の全てを市場退出とし、市場退出時の経済的ペナルティを科します。
 - 2) 実効性テスト結果等がメインオークションにおける応札容量(発動指令電源の調整係数反映前の値)契約容量に満たない場合
 実効性テスト未達成量に相当する、契約容量の一部を市場退出とし、市場退出時の以下の計算式で経済的ペナルティを科します。
 経済的ペナルティ(円)

$$= \text{実効性テスト未達成量} \times \text{契約単価} \times 5\%$$
 (「本章3.市場退出」に記載の市場退出時の経済的ペナルティが、別途科されることはありません。)

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画※1が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること※2

※1：出力抑制に伴う停止計画は除きます。

※2：揚水及び蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

<2030年度向け>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画※1が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること※2

※1：出力抑制に伴う停止計画は除きます。

※2：揚水及び蓄電池、**長期エネルギー貯蔵システム**の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること



【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

- 4-2 実需給期間中
- (略)
- (2) アセスメント
- (略)
- ア 電源等の区分が安定電源の場合
- (ア)供給力の維持
- (略)
- (3) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水（純揚水）又は蓄電池の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水）又は蓄電池以外の場合は提供する各月の供給力とします。
- (略)
- (6) 上記（2）から（5）により求めた値の合計をリクワイアメント未達成コマ総数とします。

<2030年度向け>

- 4-2 実需給期間中
- (略)
- (2) アセスメント
- (略)
- ア 電源等の区分が安定電源の場合
- (ア)供給力の維持
- (略)
- (3) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水（純揚水）又は蓄電池、**長期エネルギー貯蔵システム**の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水）又は蓄電池、**長期エネルギー貯蔵システム**以外の場合は提供する各月の供給力とします。
- (略)
- (6) 上記（2）から（5）により求めた値の合計を**年間停止コマ相当数リクワイアメント未達成コマ総数**とします。



【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

- 4-2 実需給期間中
(略)
- (2) アセスメント
(略)
- ア 電源等の区分が安定電源の場合
 - (イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札
容量停止計画※1が提出されていない時間帯に、小売電気事業者等が活用しない発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札※2しているか確認します。
※1：出力抑制に伴う停止計画は除きます。
※2：揚水及び蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること



<2030年度向け>

- 4-2 実需給期間中
(略)
- (2) アセスメント
(略)
- ア 電源等の区分が安定電源の場合
 - (イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札
容量停止計画※1が提出されていない時間帯に、小売電気事業者等が活用しない発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札※2しているか確認します。
※1：出力抑制に伴う停止計画は除きます。
※2：揚水及び蓄電池、**長期エネルギー貯蔵システム**の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

4-2 実需給期間中

(略)

(2) アセスメント

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ウ) 電気の供給指示への対応

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。アセスメント対象容量※1から発電用調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達成量と判断します。

※1：出力抑制に伴う容量停止計画が提出されている時間帯は提供する供給力の最大値とします。

- (1) 「本章4-2 実需給期間中 (1) リクワイアメント ア (ウ)」のいずれかに該当する場合はアセスメント対象外とします。
- (2) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水（純揚水）又は蓄電池の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水）又は蓄電池以外の場合は提供する各月の供給力とします。

<2030年度向け>

4-2 実需給期間中

(略)

(2) アセスメント

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ウ) 電気の供給指示への対応

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。**なお、本機関は必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。**アセスメント対象容量※1から発電用調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達成量と判断します。

※1：出力抑制に伴う容量停止計画が提出されている時間帯は**提供できる**供給力の最大値とします。

- (1) 「本章4-2 実需給期間中 (1) リクワイアメント ア (ウ)」のいずれかに該当する場合はアセスメント対象外とします。
- (2) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水（純揚水）又は蓄電池、**長期エネルギー貯蔵システム**の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水）又は蓄電池、**長期エネルギー貯蔵システム**以外の場合は提供する各月の供給力とします。



【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

- 4-2 実需給期間中
 - (略)
 - (2) アセスメント
 - (略)
 - ア 電源等の区分が安定電源の場合
 - (エ)稼働抑制
- 非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します。

<2030年度向け>

- 4-2 実需給期間中
 - (略)
 - (2) アセスメント
 - (略)
 - ア 電源等の区分が安定電源の場合
 - (エ)稼働抑制
- 非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します。 **なお、本機関は必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。**



【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<2029年度向け>

- 4-2 実需給期間中
(略)
- (2) アセスメント
(略)
- イ 電源等の区分が変動電源の場合
(ア)供給力の維持
 - 1) 変動電源 (単独)
(6) 上記 (2) から (5) により求めた値の合計をリクワイアメント未達成コマ総数とします。
- (略)
- 2) 変動電源 (アグリゲート)
(4) 上記 (2) 及び (3) により求めた値の合計をリクワイアメント未達成コマ総数とします。



<2030年度向け>

- 4-2 実需給期間中
(略)
- (2) アセスメント
(略)
- イ 電源等の区分が変動電源の場合
(ア)供給力の維持
 - 1) 変動電源 (単独)
(6) 上記 (2) から (5) により求めた値の合計を年間停止コマ相当数リクワイアメント未達成コマ総数とします。
- (略)
- 2) 変動電源 (アグリゲート)
(4) 上記 (2) 及び (3) により求めた値の合計をリクワイアメント未達成コマ相当数総数とします。

【約款（2030年度以降）】 第2章 容量確保契約金額 第7条 容量確保契約金額の算定

<変更前>

(略)

4. 前項にかかわらず、対象実需給年度が2025年度以降において電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時又は設備改造時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正する。

<変更後>

(略)

4. 前項にかかわらず、契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源（単独）で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の4月以降となる場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額を供給力提供開始予定以降の月数で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

54. 前2項にかかわらず、~~対象実需給年度が2025年度以降において~~電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時又は設備改造時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という。）の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正する。



【約款（2030年度以降）】 第2章 容量確保契約金額 第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

〈変更前〉
〈変更後〉

(新設)

※附則（2021年7月1日）の第4条を本則第8条に記載

4. リリースオークションが開催された場合のリリースオークションにおける交付額又は請求額については以下の各号に定めるとおとしします。

①リリースオークションにおける交付額又は請求額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{リリースオークション交付額又は請求額※1} \\ & = \{ \text{メインオークションの契約単価※2} - \text{リリースオークションの約定単価} \} \\ & \quad \times \text{リリース容量} \end{aligned}$$

※1：正值の場合は市場管理者より発電事業者等へ交付、負値の場合は請求とし、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量確保契約金額を容量確保契約容量で除したのもの

②第4項第1号に基づき算定されたリリースオークション交付額を、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額をリリースオークション交付額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）のリリースオークション交付額（各月）はリリースオークション交付額から最終月（3月分）以外のリリースオークション交付額（各月）の合計を差し引いたものとします。

③前号にかかわらず、契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源（単独）で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の4月以降となる場合、第4項第1号に基づき算定されたリリースオークション交付額を、供給力提供開始予定以降の月数で除して、円未満の端数は切り捨てた金額をリリースオークション交付額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）のリリースオークション交付額（各月）はリリースオークション交付額から最終月（3月分）以外のリリースオークション交付額（各月）の合計を差し引いたものとします。

④リリースオークション交付額（各月）は、容量確保契約金額（各月）と合わせて交付します。

⑤第4項第1号に基づき算定されたリリースオークション請求額は、契約変更後、対象実需給期間の前年度末までに容量提供事業者に請求します。

⑥本約款の第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティが発生している場合、第1項のリリースオークションにおける交付額又は請求額を調整する場合があります。

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第12条 市場退出

<変更前>

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部又は一部の容量を市場退出として扱います。

(略)

⑧電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストの最終結果が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から実効性テストの最終結果を差し引いた容量

⑨電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストの最終結果が1,000kW未満となる場合、当該電源の契約容量の全量

<変更後>

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部又は一部の容量を市場退出として扱います。

(略)

⑧電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストの最終結果等がメインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から、メインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）から実効性テスト結果等の未達成量を差し引いた容量に、発動指令電源の調整係数を反映した値実効性テストの最終結果を差し引いた容量

⑨電源等の区分が発動指令電源の場合で、メインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）から実効性テストの未達成量を差し引いた容量に、発動指令電源の調整係数を反映した値実効性テストの最終結果が1,000kW未満となる場合、当該電源の契約容量の全量



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

<変更前>

1. 本機関は、契約電源の全部又は一部が前条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。

①市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日までの場合

経済的ペナルティ※1 = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価※2 × 5%

②市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合

経済的ペナルティ※1 = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価※2 × 10%

※1：経済的ペナルティの金額は円未満を切り捨て

※2：容量確保契約金額を契約容量で除したもの

2. 前項第1号で科した経済的ペナルティは、以下の各号に該当する場合に返金を行います。

①各エリアにおいて、調達オークションが開催されなかった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額

②各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格がメインオークションの当該エリアの約定価格以下となった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額

③各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格が、メインオークションの当該エリアの約定価格×105%未満となった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額 - 市場退出した電源等の容量 × (調達オークションの当該エリアの約定価格 - メインオークションの当該エリアの約定価格)

<変更後>

1. 本機関は、契約電源の全部又は一部が前条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。

①市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日までの場合

経済的ペナルティ※1 = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価※2 × 5%

②市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合

経済的ペナルティ※1 = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価※2 × 10%

※1：経済的ペナルティの金額は円未満を切り捨て

※2：容量確保契約金額を契約容量で除したもの

2. 前項第1号で科した経済的ペナルティは、以下の各号に該当する場合に返金を行います。

①各エリアにおいて、調達オークションが開催されなかった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額

②各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格がメインオークションの当該エリアの約定価格以下となった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額

③各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格が、メインオークションの当該エリアの約定価格×105%未満となった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額 - 市場退出した電源等の容量 × (調達オークションの当該エリアの約定価格 - メインオークションの当該エリアの約定価格)

ただし、調達オークションが開催され、供給信頼度基準が満たされなかったエリアでは、上記②③に該当する場合でも、経済的ペナルティの返金はいりません。



3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 100

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

<変更前> <変更後>

(略)

3. 前条第1項第11号又は第12号により市場退出となった契約容量は、第1項に定める市場退出時の経済的ペナルティの適用対象外とします。

(略)

3. 前条第1項第11号又は第12号により市場退出となった契約容量は、第1項に定める市場退出時の経済的ペナルティ **を科さないことの適用対象外**とします。



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第14条 実需給期間前のリクワイアメント

<変更前>

<変更後>

(略)

③電源等の区分が発動指令電源の場合

(1)実効性テスト結果等

実需給年度の2年度前に、契約容量以上となる実効性テストの最終結果及びこれに準ずるものを本機関に提出すること
ただし、実効性テストの最終結果に準ずるものは、実効性テスト実施と同一年度に一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります。

(略)

③電源等の区分が発動指令電源の場合

(1)実効性テスト結果等

実需給年度の2年度前に、**メインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）契約容量**以上となる実効性テストの**最終結果**及びこれに準ずるものを本機関に提出すること
なおただし、以下のいずれにも該当する場合、実効性テストの最終結果に準ずるものとして扱います。は、~~実効性テスト実施と同一年度に一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります。~~

- i. 実効性テスト実施と同一年度に一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である場合
- ii. 確定する電源等リストの期待容量が、当該リソースの実効性テスト以外の発動実績の合計（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る。）以内の場合
- iii. 本機関が合理的と判断した場合



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第15条 実需給期間前のアセスメント

<変更前>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

①電源等の区分が安定電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します。

(2) 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しているかを確認します。

②電源等の区分が変動電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します。

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

③電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 実効性テスト結果等

実効性テストの結果等を本機関に提出したか確認します。

なお、実効性テストの評価は、第18条第1項3号に示す実需給期間中のアセスメントと同じ方法によりコマごとのリクワイアメント未達成量を算定し、そのコマごとのリクワイアメント未達成量の合計を3で除した値を実効性テスト未達成量とします。また、実効性テストの最終結果に準ずる他の発動実績を利用する場合も同様に算定するものとします。

<変更後>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

①電源等の区分が安定電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します。

(2) 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と前条第1項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しているかを確認します。

②電源等の区分が変動電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します。

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

③電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 実効性テスト結果等

実効性テストの結果等を本機関に提出したか確認します。

なお、実効性テストの評価は、第18条第1項3号に示す実需給期間中のアセスメントと同じ方法によりコマごとのリクワイアメント未達成量を算定し、そのコマごとのリクワイアメント未達成量の合計を3で除した値を実効性テスト未達成量とします。また、実効性テストの最終結果に準ずる他の発動実績を利用する場合も同様に算定するものとします。



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ

<変更前>

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

(略)

③電源等の区分が発動指令電源の場合

(1)実効性テスト結果等※

実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います。

- i 実効性テスト結果等を提出しない場合、又は契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が1,000kW未満の場合
契約容量の全てを、第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します。
- ii 実効性テスト結果等が契約容量に満たない場合
実効性テスト未達成量に相当する契約容量の一部を、第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します。
※実効性テスト結果等はオークションの落札電源の決定において考慮する場合がある。

<変更後>

1. 本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

(略)

③電源等の区分が発動指令電源の場合

(1)実効性テスト結果等※

実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います。

- i 実効性テスト結果等を提出しない場合、又は**メインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）**から実効性テストの未達成量を差し引いた容量に発動指令電源の調整係数を反映した**値契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量**が1,000kW未満の場合
契約容量の全てを、第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します。
- ii 実効性テスト結果等が**メインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）**契約容量に満たない場合
実効性テスト未達成量に相当する契約容量の一部を、第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します。
※実効性テスト結果等はオークションの落札電源の決定において考慮する場合がある。



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第17条 実需給期間中のリクワイアメント

<変更前>

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

①電源等の区分が安定電源の場合
(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画※1が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること※2

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします。

※1：出力抑制に伴う停止計画は除く

※2：揚水及び蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

- i 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に売り入札可能な市場が存在しない場合
- ii 事業者の責によらない燃料制約又は充電制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という。）は除く。）
- iii 非効率石炭火力電源について、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿っている場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く。）
- iv 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む。）からの起動が不経済となる場合
- v 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合
- vi その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

<変更後>

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

①電源等の区分が安定電源の場合
(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画※1が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること※2

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします。

※1：出力抑制に伴う停止計画は除く。

※2：揚水及び蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

- i 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に売り入札可能な市場が存在しない場合
- ii 事業者の責によらない燃料制約又は充電制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という。）は除く。）
- iii 非効率石炭火力電源について、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿っている場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く。）
- iv 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む。）からの起動が不経済となる場合
- v 提供できる供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合
- vi その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第18条 実需給期間中のアセスメント

<変更前>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績及び本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。
本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。
- ①電源等の区分が安定電源の場合
- (1)供給力の維持
年間停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します。
年間停止コマ相当数
= 計画停止コマ相当数 + (計画外停止コマ相当数 × 5)
- ・当該電源等の計画停止コマ相当数※1 =
(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値)
/ アセスメント対象容量
※1: 計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。
- ・当該電源等の計画外停止コマ相当数※2 =
(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値)
/ アセスメント対象容量
※2: 計画外停止として扱う期間のうち、容量停止計画を提出しているコマをコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

<変更後>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績及び本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。
本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。
- ①電源等の区分が安定電源の場合
- (1)供給力の維持
年間停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します。
年間停止コマ相当数
= 計画停止コマ相当数 + (計画外停止コマ相当数 × 5)
- ・当該電源等の計画停止コマ相当数※1 =
(アセスメント対象容量 - 提供できる~~する~~供給力の最大値)
/ アセスメント対象容量
※1: 計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。
- ・当該電源等の計画外停止コマ相当数※2 =
(アセスメント対象容量 - 提供できる~~する~~供給力の最大値)
/ アセスメント対象容量
※2: 計画外停止として扱う期間のうち、容量停止計画を提出している~~コマ~~をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第18条 実需給期間中のアセスメント

<変更前>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績及び本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

①電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画※1が提出されていない時間帯に、小売電気事業者等が活用しない発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札※2しているか確認します。

※：1 出力抑制に伴う停止計画は除く

※：2 揚水及び蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

なお、アセスメントはコマごとに評価するものとする。

・リクワイアメント未達成量※1

= 小売電気事業者等が活用しない発電余力

－ 卸電力取引所等に売り入札した容量※2※3

・小売電気事業者等が活用しない発電余力※1

= アセスメント対象容量又は提供する供給力の最大値のいずれか低い値

－ 発電計画値

※1：負値となる場合は零とする。

※2：提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約又は充電制約の妥当性が確認できない場合は小売電気事業者等が活用しない発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とする。

※3：卸電力取引所等に売り入札した容量とは、卸電力取引所等に売り入札したが落札されなかった容量とする。

<変更後>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績及び本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

①電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画※1が提出されていない時間帯に、小売電気事業者等が活用しない発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札※2しているかを確認します。

※1： 出力抑制に伴う停止計画は除く

※2： 揚水及び蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

なお、アセスメントはコマごとに評価するものとする。

・リクワイアメント未達成量※1

= 小売電気事業者等が活用しない発電余力

－ 卸電力取引所等に売り入札した容量※2※3

・小売電気事業者等が活用しない発電余力※1

= アセスメント対象容量又は提供~~できる~~^{する}供給力の最大値のいずれか低い値

－ 発電計画値

※1：負値となる場合は零とする。

※2：提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約又は充電制約の妥当性が確認できない場合は小売電気事業者等が活用しない発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とする。

※3：卸電力取引所等に売り入札した容量とは、卸電力取引所等に売り入札したが落札されなかった容量とする。



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第18条 実需給期間中のアセスメント

<変更前>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績及び本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。
- 本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。
- ①電源等の区分が安定電源の場合
(略)
- (3) 電気の供給指示への対応
- 前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。アセスメント対象容量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達成量と判断します。
- ・リクワイアメント未達成量※1
= アセスメント対象容量※2 - 発電量調整受電電力量
- ※1：負値となる場合は零とする。
※2：出力抑制に伴う容量停止計画が提出されている時間帯は提供する供給力の最大値とする。

<変更後>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績及び本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。
- 本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。
- ①電源等の区分が安定電源の場合
(略)
- (3) 電気の供給指示への対応
- 前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。アセスメント対象容量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達成量と判断します。
- ・リクワイアメント未達成量※1
= アセスメント対象容量※2 - 発電量調整受電電力量
- ※1：負値となる場合は零とする。
※2：出力抑制に伴う容量停止計画が提出されている時間帯は提供できる供給力の最大値とする。



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第18条 実需給期間中のアセスメント

<変更前>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績及び本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。
(略)

①電源等の区分が変動電源の場合

(1)供給力の維持

i 変動電源（単独）

年間の計画停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します。

年間停止コマ相当数

$$= \text{計画停止コマ相当数} + (\text{計画外停止コマ相当数} \times 5)$$

・当該電源等の計画停止コマ相当数※

$$= \frac{(\text{アセスメント対象容量} - \text{提供する供給力の最大値})}{\text{アセスメント対象容量}}$$

※計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

・当該電源等の計画外停止コマ相当数※

$$= \frac{(\text{アセスメント対象容量} - \text{提供する供給力の最大値})}{\text{アセスメント対象容量}}$$

※計画外停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

ii 変動電源（アグリゲート）

提供された情報を基に、アセスメント対象容量に相当する供給力をどの程度まで提供していたかを確認します。

アセスメント対象容量に相当する供給力を提供していないと判断したコマを、リクワイアメント未達成コマとします。

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマがリクワイアメント未達成コマの場合、リクワイアメント未達成コマ数は5を乗じます。

<変更後>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績及び本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。
(略)

①電源等の区分が変動電源の場合

(1)供給力の維持

i 変動電源（単独）

年間の計画停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します。

年間停止コマ相当数

$$= \text{計画停止コマ相当数} + (\text{計画外停止コマ相当数} \times 5)$$

・当該電源等の計画停止コマ相当数※

$$= \frac{(\text{アセスメント対象容量} - \text{提供できる供給力の最大値})}{\text{アセスメント対象容量}}$$

※計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

・当該電源等の計画外停止コマ相当数※

$$= \frac{(\text{アセスメント対象容量} - \text{提供できる供給力の最大値})}{\text{アセスメント対象容量}}$$

※計画外停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

ii 変動電源（アグリゲート）

提供された情報を基に、アセスメント対象容量に相当する供給力をどの程度まで提供していたかを確認します。

アセスメント対象容量に相当する供給力を提供していないと判断したコマを、リクワイアメント未達成コマとします。

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマがリクワイアメント未達成コマの場合、リクワイアメント未達成コマ数は5を乗じます。



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第18条 実需給期間中のアセスメント

<変更前>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績及び本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。
(略)

③電源等の区分が発動指令電源の場合

(1)発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応したか確認します。
また、当該発令の際には、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への売り入札を通じて、適切に供給力を提供することとします。

- ・アセスメント対象容量 = 調整係数反映前の応札容量[A18.1]
- ・コマごとの達成率※1 = 発動実績 / アセスメント対象容量
- ・コマごとの未達成率※1 = 1 - コマごとのリクワイアメント達成率
- ・需要抑制の発動実績※2、※3 = ベースライン - 計量値
- ・発電の発動実績※2 = 計量値 - ベースライン
- ・発動実績 = 需要抑制の発動実績の総和※3 + 発電の発動実績の総和
- ・コマごとのリクワイアメント未達成量 = アセスメント対象容量 × コマごとの未達成率

※1：負値となる場合は零とする。

※2：需要抑制の発動実績及び発電の発動実績は、電源等リストに登録された全ての個別地点ごとにおいてコマごとに算定し、それが負値となる場合でも負値として扱う（別紙「ベースラインの算定方法」による。）。

※3：個別地点の発動実績を、各地点の電圧区分の損失率を考慮した送電端換算値で算定する。

<変更後>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績及び本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。
(略)

③電源等の区分が発動指令電源の場合

(1)発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応したか確認します。
また、当該発令の際には、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への売り入札を通じて、適切に供給力を提供することとします。

- ・アセスメント対象容量 = 調整係数反映前の応札容量※1
- ・コマごとの達成率※2~~1~~ = 発動実績 / アセスメント対象容量
- ・コマごとの未達成率※2~~1~~ = 1 - コマごとのリクワイアメント達成率
- ・需要抑制の発動実績※3~~2~~、※4~~3~~ = ベースライン - 計量値
- ・発電の発動実績※3~~2~~ = 計量値 - ベースライン
- ・発動実績 = 需要抑制の発動実績の総和※3 + 発電の発動実績の総和
- ・コマごとのリクワイアメント未達成量 = アセスメント対象容量 × コマごとの未達成率

※1：実効性テスト結果等で未達成量が生じた場合は実効性テスト結果等の計量値

※2~~1~~：負値となる場合は零とする。

※3~~2~~：需要抑制の発動実績及び発電の発動実績は、電源等リストに登録された全ての個別地点ごとにおいてコマごとに算定し、それが負値となる場合でも負値として扱う（別紙「ベースラインの算定方法」による。）。

※4~~3~~：個別地点の発動実績を、各地点の電圧区分の損失率を考慮した送電端換算値で算定する。



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第22条 容量確保契約金額（各月）の精算

<変更前>

容量確保契約金額（各月）の精算にあたっては、以下の手続きによります。

- ①本機関より、容量提供事業者に対して支払金額、請求金額等及びその根拠を通知します。
- ②容量提供事業者は、前号の通知を確認し、通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知します。
- ③本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、支払金額又は請求金額等を再度算定し、その結果を容量提供事業者に再度通知します。
- ④容量提供事業者は、前号の通知を確認し、異議申し立ての手続きが完了するまで、第2号、第3号に示す内容を繰り返します。
- ⑤第2号の異議が無い場合又は前号の手続きが完了した場合、第8条に示す期日までに、第21条に基づき金員の移動を行います。
なお、第8条に示す期日の一定期間前までに前号の異議申し立てが解消しなかった場合も、本機関の通知内容に基づき金員の移動を行います。
- ⑥請求金額が第8条に示す期日までに金員の移動が行われなかった場合、翌月の支払金額の減額等を行います。

<変更後>

容量確保契約金額（各月）の精算にあたっては、以下の手続きによります。

- ①本機関より、容量提供事業者に対して支払金額、請求金額等及びその根拠を通知します。
- ②容量提供事業者は、前号の通知を確認し、通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知します。
- ③本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、支払金額又は請求金額等を再度算定し、その結果を容量提供事業者に再度通知します。
- ④容量提供事業者は、前号の通知を確認し、異議申し立ての手続きが完了するまで、第2号、第3号に示す内容を繰り返します。
- ⑤第2号の異議が無い場合又は前号の手続きが完了した場合、第8条に示す期日までに、**前第21条**に基づき金員の移動を行います。
なお、第8条に示す期日の一定期間前までに前号の異議申し立てが解消しなかった場合も、本機関の通知内容に基づき金員の移動を行います。
- ⑥請求金額が第8条に示す期日までに金員の移動が行われなかった場合、翌月の支払金額の減額**や容量提供事業者の事業者名、請求金額の入金がない事実の公表**等を行います。



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】 第4章 契約の変更等 第25条 契約の変更

<変更前>

1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従い、本契約を変更するものとします。

- ① 調達オークションに応札した電源等が落札された場合
- ② リリースオークションにより契約容量の全部又は一部をリリースした場合
- ③ 契約電源が第12条に示す市場退出をした場合
- ④ 第11条に示す電源等差替を実施した場合
- ⑤ 発動指令電源提供者の実効性テストの最終結果が契約容量を下回った場合

<変更後>

1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従い、本契約を変更するものとします。

- ① 調達オークションに応札した電源等が落札された場合
- ② リリースオークションにより契約容量の全部又は一部をリリースした場合
- ③ 契約電源が第12条に示す市場退出をした場合
- ④ 第11条に示す電源等差替を実施した場合
- ⑤ 発動指令電源提供者の実効性テストの最終結果等がメインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）契約容量を下回った場合



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】 第5章 一般条項 第29条 守秘義務

<変更前>

1. 本機関及び容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容及びその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知りえた相手方に関する情報（以下総称して「秘密情報」という。）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己又は親会社の役員及び従業員、容量提供事業者が容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、金融機関、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く。）に開示してはならないものとします。

- ①開示のときに既に公知であったもの、又は開示後に、被開示者の責めによらずして公知となったもの
- ②開示のときに、被開示者の既知であったもの、又は被開示者が既に所有していたもの
- ③被開示者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- ④被開示者が、開示された情報によらずして独自に開発したことを証明できるもの
- ⑤法令に従い行政機関又は司法機関により開示を要求されたもの、企業会計基準「収益認識に関する会計基準」に基づくもの
又は電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者より正当な手続きを経て開示請求され、広域機関が適切と承認したものなお、この場合、開示する内容はできる限り最小限の範囲となるよう努力するものとし、速やかに、その事実と開示する情報を相手方に通知するものとします。
- ⑥オークション募集要綱で公表するとした情報

<変更後>

1. 本機関及び容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容及びその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知り得た相手方に関する情報（以下総称して「秘密情報」という。）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己又は親会社の役員及び従業員、容量提供事業者が容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、金融機関、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く。）に開示してはならないものとします。

- ①開示のときに既に公知であったもの、又は開示後に、被開示者の責めによらずして公知となったもの
- ②開示のときに、被開示者の既知であったもの、又は被開示者が既に所有していたもの
- ③被開示者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- ④被開示者が、開示された情報によらずして独自に開発したことを証明できるもの
- ⑤法令に従い行政機関又は司法機関により開示を要求されたもの、企業会計基準「収益認識に関する会計基準」に基づくもの
又は電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者より正当な手続きを経て開示請求され、広域機関が適切と承認したものなお、この場合、開示する内容はできる限り最小限の範囲となるよう努力するものとし、速やかに、その事実と開示する情報を相手方に通知するものとします。
- ⑥オークション募集要綱で公表するとした情報
- ⑦第22条第1項第6号に基づき公表するとした情報



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度）】 附則

<変更前>

附則（2020年6月30日）

- 第1条 適用対象
- 第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出
- 第3条 経過措置対象電源に関する実需給期間前の経済的ペナルティ
- 第4条 リリースオークション交付額の交付又はリリースオークション請求額の請求

附則（2021年7月1日）

- 第1条 適用対象
- 第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置
- 第3条 経過措置に関する実需給期間前の経済的ペナルティ
- 第4条 リリースオークション交付額の交付又はリリースオークション請求額の請求

附則（2023年8月2日）

- 第1条 適用対象
- 第2条 実需給期間前のペナルティ
- 第3条 「調整不調電源に科される経済的ペナルティ」の読み替え

附則（2025年1月30日）

- 第1条 適用対象〔
- 第2条 市場退出時のペナルティ

<変更後>

(削除)



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】 別添 用語の定義

<変更前>

調整不調電源

：容量停止計画の調整において、属地一般送配電事業者との停止調整が不調となった電源（ただし本機関が合理的と認めた原因の場合は除く。）

<変更後>

調整不調電源

：容量停止計画の業務を実施した結果、追加設備量を利用する場合、及び供給信頼度確保に影響を与える場合に、容量停止計画を調整することに応じられなかった電源調整において、属地一般送配電事業者との停止調整が不調となった電源（ただし本機関が合理的と認めた原因の場合は除く。）



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度）】 別添 用語の定義

<変更前>

経過措置

：小売電気事業者の競争環境に与える影響を、一定期間緩和するための措置

控除率：経過措置対象電源の容量確保契約金額を控除するために定める比率

電源等の経過年数に応じた控除

：契約電源が2010年度末までに建設された電源を対象とした容量確保契約金額の控除

入札内容に応じた控除

：各エリアにおいて、メインオークション応札時の応札価格が、当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源を対象とした容量確保契約金額の控除

電源等の経過年数に応じた控除率

：経過年数に応じた経過措置の対象について容量確保契約金額を控除するために定める比率

入札内容に応じた控除額係数

：入札内容に応じた経過措置の対象について控除後の容量確保契約金額を算定するために定める係数

経過措置控除係数

：経過年数に応じた控除額と入札内容に応じた控除額を差し引いた後の容量確保契約金額を算定するために定める係数

<変更後>

(削除)



※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度）】 別添 用語の定義

<変更前>

(新設)

<変更後>

供給力提供開始

：契約電源が、供給力の提供を開始すること（契約電源によってアセスメント対象容量以上の供給力を安定的に提供できる状態となることを指し、試運転開始日、営業運転開始日、試運転期間中のある時点（一定の負荷試験終了後など）など、事業者によって判断してください。）

供給力提供開始予定

：電源等情報の登録時点で供給力提供開始していない電源の場合に、容量提供事業者にてメインオークション及び追加オークション応札時に設定する供給力提供開始の予定月。ただし、本約款第12条第1項第13号に定める市場退出を行った場合は、市場退出後に設定する供給力提供開始の予定月

供給力提供開始実績

：契約電源が供給力提供開始した月のこと。ただし、契約電源が供給力提供開始した日が月の途中となる場合、翌月に供給力提供開始したものとして扱う。

3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 117

【募集要綱】【約款（2024-29年度）】【約款（2030年度以降）】

公用文作成の考え方に則った表記の更新（句読点、漢字、送り仮名等の修正）を実施。

(参考) 2026年度メインオークションのスケジュール概要

■ 説明会、事業者が行う手続き、その他関連イベントも含めたスケジュールは以下を予定しています。

2026年度												2027年度	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月

関連文書・説明会等

【募集要綱】
 ▲容量市場メインオークション募集要綱公表 7月末
 ▲需要曲線公表 7月末

【業務マニュアル】
 (参加登録・応札・契約締結編)
 ※内容によってパブコム省略の可能性あり
 ▲業務マニュアル公表 7月末～8月上旬

参加登録

事業者情報の登録 8月3日(月)～8月7日(金)
 電源等情報の登録 8月3日(月)～8月17日(月)
 電源等情報の登録支援 7月中旬～下旬
 期待容量の登録 9月8日(火)～9月17日(木)
 石炭火力電源の効率確認について▲ (WEBサイトのお知らせ) 7月上旬

応札・約定結果公表

応札の受付 10月13日(火)～10月23日(金)
 ▲約定結果の公表 12月頃
 応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の登録受付 10月26日(月)～10月30日(金)

契約書締結

▲容量確保契約の結果公表 4月頃
 容量確保契約書締結の手続 約定結果公表日～3月頃

その他

▲調整係数の公表 7月末～8月上旬 ※発動指令電源の調整係数については参考値の公表となります。